

## 2. 土木工事施工管理基準及び規格値

昭和51年9月1日制定  
平成6年4月1日改正  
平成8年7月1日改定  
平成11年4月1日改定  
平成15年9月1日改定  
平成16年10月1日改定  
平成17年10月1日改定  
平成19年4月1日改定  
平成20年4月1日改定  
平成20年5月1日改定  
平成21年10月1日改定  
平成24年4月1日改定  
平成26年4月1日改定  
平成27年4月1日改定  
平成27年10月1日改定  
平成28年10月1日改定  
平成29年10月1日改定  
平成30年10月1日改定  
令和元年10月1日改定  
令和2年10月1日改定  
令和3年10月1日改定  
令和4年10月1日改定  
令和5年10月1日改定  
令和6年10月1日改定  
令和7年10月1日改定

# 目 次

## 土木工事施工管理基準

1. 目 的	2- 1
2. 適 用	2- 1
3. 構 成	2- 1
4. 管理の実施	2- 1
5. 管理項目及び方法	2- 1
6. 規 格 値	2- 2
7. そ の 他	2- 2

## 出来形管理基準及び規格値

### 第1編 共 通 編

土 工	2- 27
無筋、鉄筋コンクリート	2- 28

### 第3編 土 木 工 事 共 通 編

一般施工	2- 28
------	-------

### 第4編 河 川 編

築堤・護岸	2- 53
樋門・樋管	2- 54
水 門	2- 54
堰	2- 54
排水機場	2- 55
床止め・床固め	2- 55

### 第5編 砂 防 編

砂防堰堤	2- 56
流 路	2- 57
斜面对策	2- 57

### 第6編 ダ ム 編

コンクリートダム	2- 58
フィルダム	2- 59
基礎グラウチング	2- 59

### 第7編 道 路 編

道路改良	2- 60
舗 装	2- 62
橋梁下部	2- 64

鋼橋上部	2- 67
コンクリート橋上部	2- 68
トンネル (NATM)	2- 68
共同溝	2- 70
電線共同溝	2- 70
道路維持	2- 71
道路修繕	2- 72
<b>第9編 下水道編</b>	
下水道工	2- 73

**品質管理基準及び規格値**

1. セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・ 覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	2- 75
2. ガス圧接	2- 77
3. 既製杭工	2- 77
4. 下層路盤	2- 78
5. 上層路盤	2- 79
6. アスファルト安定処理路盤	2- 81
7. セメント安定処理路盤	2- 81
8. アスファルト舗装	2- 82
9. 転圧コンクリート	2- 83
10. グースアスファルト舗装	2- 84
11. 路床安定処理工	2- 85
12. 表層安定処理工 (表層混合処理)	2- 85
13. 固結工	2- 86
14. アンカー工	2- 86
15. 補強土壁工	2- 86
16. 吹付工	2- 86
17. 現場吹付法枠工	2- 87
18. 河川土工	2- 88
19. 砂防土工	2- 89
20. 道路土工	2- 89
21. 捨石工	2- 90
22. コンクリートダム	2- 90
23. 覆工コンクリート (NATM)	2- 92
24. 吹付けコンクリート (NATM)	2- 93
25. ロックボルト (NATM)	2- 94
26. 路上再生路盤工	2- 94
27. 路上表層再生工	2- 95

28. 排水性舗装工・透水性舗装工	2- 95
29. プラント再生舗装工	2- 97
30. 工場製作工（鋼橋用鋼材）	2- 97
31. ガス切断工	2- 97
32. 溶接工	2- 98
33. 中層混合処理	2- 99
34. 鉄筋挿入工	2- 99
35. 基礎工	2- 99

注) なお、品質管理における各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。空欄の項目については、必ず現場検収を実施する。

### 参 考 資 料

ロックボルトの引抜試験	2- 100
テストハンマーによる強度推定調査について	2- 102

# 土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書、第1編 1-1-1-26「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

## 1. 目的

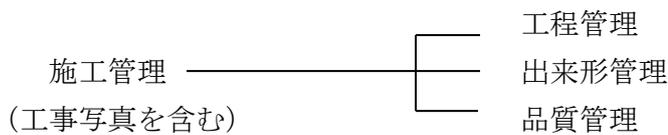
この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

## 2. 適用

この管理基準は、山梨県県土整備部が発注する土木工事について適用する。

ただし、**設計図書**に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と**協議**の上、施工管理を行うものとする。

## 3. 構成



## 4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに**提示**するとともに、工事完成時に**提出**しなければならない。

## 5. 管理項目及び方法

### (1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

## (2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図と出来形管理表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

## (3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図(ヒストグラム、 $\bar{x}-R$ 、 $\bar{x}-R_s-R_m$ など)を作成するものとする。但し、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(イ)、(ロ)、の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

### (イ) 路 盤

維持工事等の小規模なもの(施工面積が500m<sup>2</sup>以下のもの)

### (ロ) アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの(同一配合の合材が50t未満のもの)

## 6. 規 格 値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

## 7. そ の 他

### (1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに**提示**するとともに、工事完成時に**提出**しなければならない。

### (2) 3次元データによる出来形管理

ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)(国土交通省 最新版)」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(3) 施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
<b>第2章 土工</b>						
第3節 河川土工・砂防土工	1-2-3-2		掘削工			2 - 27
	1-2-3-3		盛土工			〃
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法 多数アンカー式補強 土工法 ジオテキスタイルを用 いた補強土工法		〃
						〃
						〃
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		〃
1-2-3-6		堤防天端工			〃	
第4節 道路土工	1-2-4-2		掘削工			〃
	1-2-4-3		路体盛土工			〃
	1-2-4-4		路床盛土工			〃
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		〃
<b>第3章 無筋、鉄筋コンクリート</b>						
第6節 鉄筋工	1-3-6-4		組立て			2 - 28

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
<b>第2章 一般施工</b>						
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・ 任意仮設は除く）	鋼矢板		2 - 28
				軽量鋼矢板		〃
				コンクリート矢板		〃
				広幅鋼矢板		〃
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		〃
						〃
	3-2-3-6		小型標識工			〃
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵 転落（横断）防止柵 車止めポスト		〃
						〃
						〃
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		2 - 29
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		〃
	3-2-3-9		区画線工			〃
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		〃
				距離標		〃
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			〃
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製 作工（購入工）	けた橋		〃
		2	プレテンション桁製 作工（購入工）	スラブ桁		〃
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁 製作工			2 - 30
		2	プレキャストセグメ ント桁製作工	（購入工）		〃
	3-2-3-14		プレキャストセグメ ント主桁組立工			〃
	3-2-3-15		P Cホロースラブ製 作工			〃
3-2-3-16	1	P C箱桁製作工			〃	
	2	P C押し出し箱桁製作工			〃	
3-2-3-17		根固めブロック工			2 - 31	
3-2-3-18		沈床工			〃	
3-2-3-19		捨石工			〃	
3-2-3-22		階段工			〃	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		2 - 31
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		2 - 32
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		〃
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		〃
		2	多自然型護岸工	かごマット		〃
	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		〃
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		〃
	3-2-3-28		プレキャストカルパート工	プレキャストボックス工		〃
				プレキャストパイプ工		〃
	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		〃
				L型側溝		〃
				自由勾配側溝		〃
				管渠		〃
		2	側溝工	場所打水路工		2 - 33
3	側溝工	暗渠工		〃		
3-2-3-30		集水樹工			〃	
3-2-3-31		現場塗装工			〃	
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		〃
				碎石基礎工		〃
				割ぐり石基礎工		〃
				均しコンクリート		〃
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		〃
		2	基礎工（護岸）	プレキャスト		〃
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		2 - 34
				鋼管杭		〃
				H鋼杭		〃
	2	既製杭工	鋼管ソイルセメント杭		〃	
	3-2-4-5		場所打杭工			〃
3-2-4-6		深礎工			〃	
3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			〃	
3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			〃	
3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			2 - 35	
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		〃
				コンクリートブロック張り		〃
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		〃
	3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		〃	
	3-2-5-4		緑化ブロック工			〃
3-2-5-5		石積（張）工			〃	
第6節 一般舗装工	3-2-6-6	1	橋面防水工	シート系床版防水層		2 - 36
	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		〃
		2	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		〃
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		〃
		4	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		〃
		5	アスファルト舗装工	基層工		〃
6		アスファルト舗装工	表層工		〃	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		2 - 37
		2	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		”
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		”
		4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		”
		5	半たわみ性舗装工	基層工		”
		6	半たわみ性舗装工	表層工		”
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		”
		2	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		”
		3	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		”
		4	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2 - 38
		5	排水性舗装工	基層工		”
		6	排水性舗装工	表層工		”
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		”
		2	透水性舗装工	表層工		”
	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		”
		2	グースアスファルト舗装工	基層工		”
		3	グースアスファルト舗装工	表層工		”
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		2 - 39
		2	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		”
		3	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		”
		4	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		”
		5	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		”
		6	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		”
		7	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		”
		8	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		2 - 40
		9	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		”
		10	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		”
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		”
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		”
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		”
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		”
		5	薄層カラー舗装工	基層工		”

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		2 - 41	
		2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		”	
		3	ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		”	
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		”	
		5	ブロック舗装工	基層工		”	
	3-2-6-15		路面切削工			2 - 42	
	3-2-6-16		舗装打換え工			”	
3-2-6-17		オーバーレイ工			”		
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			2 - 43	
	3-2-7-3		置換工			”	
	3-2-7-4		表層安定処理工			”	
	3-2-7-5		パイルネット工			”	
	3-2-7-6		サンドマット工			”	
	3-2-7-7			バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		”
					ペーパードレーン工		”
					袋詰式サンドドレーン工		”
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		”	
	3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工		”	
高圧噴射攪拌工					”		
			スラリー攪拌工		”		
			生石灰パイル工		”		
	2		中層混合処理工		2 - 44		
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		”	
				鋼矢板		”	
		2	土留・仮締切工	アンカー工		”	
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		”	
		4	土留・仮締切工	締切盛土		”	
	5	土留・仮締切工	中詰盛土		”		
	3-2-10-9		地中連続壁工（壁式）			”	
	3-2-10-10		地中連続壁工（柱列式）			”	
3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	—		
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	—	
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1	1	一般事項	鑄造費（金属支承工）		2 - 45	
		2	一般事項	鑄造費（大型ゴム支承工）		”	
		3	一般事項	仮設材製作工		2 - 46	
		4	一般事項	刃口金物製作工		”	
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		2 - 47	
				シミュレーション仮組立検査を行う場合		”	
		2	桁製作工	仮組立検査を実施しない場合		2 - 48	
	3	桁製作工	鋼製堰堤製作工（仮組立時）		”		
	3-2-12-4		検査路製作工			2 - 49	
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			”	
3-2-12-6		落橋防止装置製作工			”		
3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			”		

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			2 - 49
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			〃
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			〃
	3-2-12-11		工場塗装工			〃
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		2 - 50
				ケーブルクレーン架設		〃
				ケーブルエレクション架設		〃
				架設桁架設		〃
				送出し架設		〃
				トラベラークレーン架設		〃
	3-2-13		架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		〃
				架設桁架設		〃
				架設工支保工	固定	〃
				移動	〃	
		架設桁架設	片持架設		〃	
			押出し架設		〃	
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		〃
				張芝工		〃
				筋芝工		〃
				市松芝工		〃
				植生シート工		〃
				植生マット工		〃
				植生筋工		〃
				人工張芝工		〃
				植生穴工		〃
				2	植生工	植生基材吹付工
	客土吹付工		〃			
	3-2-14-3		吹付工（仮設を含む）	コンクリート		2 - 51
				モルタル		〃
3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		〃	
			現場吹付法枠工		〃	
2	法枠工	プレキャスト法枠工		〃		
				〃		
3-2-14-6		アンカー工		〃		
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		〃
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			2 - 52
	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		〃
				多数アンカー式補強土工法		〃
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		〃
3-2-15-4		井桁ブロック工		〃		
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		〃
		2	浚渫船運転工	グラブ船		〃
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			2 - 53

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
<b>第1章 築堤・護岸</b>							
第3節 軽量盛土工	4-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2 - 53	
第4節 地盤改良工	4-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	-	
	4-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	-	
	4-1-4-4		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	-	
	4-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	-	
	4-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	-	
第5節 護岸基礎工	4-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	-	
	4-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	-	
第6節 矢板護岸工	4-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	-	
	4-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	-	
第7節 法覆護岸工	4-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	-	
第6節	4-1-7-4		護岸付属物工			2 - 53	
	4-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	-	
	4-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	-	
	4-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	-	
	4-1-7-8		法砕工		3-2-14-4法砕工	-	
	4-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	-
				巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	-
				かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	-
	4-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	-	
	4-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	-	
	4-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	-	
4-1-7-13		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	-	
			ふとんかご		3-2-3-27羽口工	-	
			かご枠		3-2-3-27羽口工	-	
			連節ブロック張り		3-2-5-3連節ブロック張り	-	
第8節 擁壁護岸工	4-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	-	
	4-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	-	
第9節 根固め工	4-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	-	
	4-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	-	
	4-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	-	
	4-1-9-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	-
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	-
第10節 水制工	4-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	-	
	4-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	-	
	4-1-10-5		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	-
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	-
	4-1-10-8		杭出し水制工			2 - 53	

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 付帯道路工	4-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	—
	4-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	—
	4-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	—
	4-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	—
	4-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	—
	4-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	—
	4-1-11-10		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	—
	4-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	—
	4-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	—
第12節 付帯道路施設工	4-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	—
	4-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	—
第13節 光ケーブル配管工	4-1-13-3		配管工			2 - 53
	4-1-13-4		ハンドホール工			〃
第2章 浚渫（川）						
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	4-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	—
第4節 浚渫工（グラブ船）	4-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	—
第5節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	4-2-5-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	—
第3章 樋門・樋管						
第3節 軽量盛土工	4-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	—
第4節 地盤改良工	4-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	—
第5節 樋門・樋管本体工	4-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	4-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	4-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	—
	4-3-5-6	1	函渠工	本體工		2 - 54
				ヒューム管		〃
				PC管		〃
				コルゲートパイプ		〃
				ダクタイル鋳鉄管		〃
4-3-5-6	2	函渠工	PC函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工	—	
			翼壁工		2 - 54	
4-3-5-8		水叩工			〃	
第6節 護床工	4-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	—
	4-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	—
	4-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	—
	4-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	—
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	—	
第7節 水路工	4-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	—
	4-3-7-4		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	—
	4-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	—
	4-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	—
第8節 付属物設置工	4-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	—
	4-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	—

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
<b>第4章 水門</b>						
<b>第3節 工場製作工</b>	4-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	—
	4-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	—
	4-4-3-5		橋面防水工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	—
	4-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	—
	4-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	—
	4-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	—
	4-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	—
<b>第5節 軽量盛土工</b>	4-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	—
<b>第6節 水門本体工</b>	4-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	4-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	4-4-6-6		矢板工（遮水矢板）		3-2-3-4矢板工	—
	4-4-6-7		床版工			2 - 54
	4-4-6-8		堰柱工			〃
	4-4-6-9		門柱工			〃
	4-4-6-10		ゲート操作台工			〃
	4-4-6-11		胸壁工			〃
	4-4-6-12		翼壁工		4-3-5-7翼壁工	〃
	4-4-6-13		水叩工		4-3-5-8水叩工	〃
<b>第7節 護床工</b>	4-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	—
	4-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	—
	4-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	—
	4-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	—
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	—	
<b>第8節 付属物設置工</b>	4-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	—
	4-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	—
<b>第9節 鋼管理橋上部工</b>	4-4-9-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	—
	4-4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	—
	4-4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	—
	4-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	—
	4-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	—
	4-4-9-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	—
	4-4-9-10		支承工		7-4-5-10支承工	—
<b>第10節 橋梁現場塗装工</b>	4-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	—
<b>第11節 床版工</b>	4-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	—
<b>第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)</b>	4-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	—
	4-4-12-4		地覆工		7-4-8-5地覆工	—
	4-4-12-5		橋梁用防護柵工		7-4-8-6橋梁用防護柵工	—
	4-4-12-6		橋梁用高欄工		7-4-8-7橋梁用高欄工	—
	4-4-12-7		検査路工		7-4-8-8検査路工	—

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	—	
	4-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	—	
	4-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	—	
	4-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	—	
	4-4-14-6		支承工		7-4-5-10支承工	—	
	4-4-14-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	—	
	4-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	—	
	4-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	—	
	4-4-14-10		落橋防止装置工		7-4-8-3落橋防止装置工	—	
	第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	4-4-15-3		支承工		7-4-5-10支承工	—
4-4-15-4			落橋防止装置工		7-4-8-3落橋防止装置工	—	
4-4-15-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	—	
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	—	
	4-4-16-4		地覆工		7-4-8-5地覆工	—	
	4-4-16-5		橋梁用防護柵工		7-4-8-6橋梁用防護柵工	—	
	4-4-16-6		橋梁用高欄工		7-4-8-7橋梁用高欄工	—	
	4-4-16-7		検査路工		7-4-8-8検査路工	—	
第18節 舗装工	4-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	—	
	4-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	—	
	4-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	—	
	4-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	—	
	4-4-18-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	—	
	4-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	—	
	4-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	—	
	4-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	—	
<b>第5章 堰</b>							
第3節 工場製作工	4-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	—	
	4-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	—	
	4-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	—	
	4-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	—	
	4-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	—	
	4-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	—	
	4-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	—	
	4-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	—	
	4-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	—	
	4-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	—	
	4-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	—	
	第5節 軽量盛土工	4-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	—

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 可動堰本体工	4-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	4-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	4-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	—
	4-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	—
	4-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	—
	4-5-6-8		床版工		4-4-6-7床版工	—
	4-5-6-9		堰柱工		4-4-6-8堰柱工	—
	4-5-6-10		門柱工		4-4-6-9門柱工	—
	4-5-6-11		ゲート操作台工		4-4-6-10ゲート操作台工	—
	4-5-6-12		水叩工		4-3-5-8水叩工	—
	4-5-6-13		閘門工			2 - 54
	4-5-6-14		土砂吐工			〃
	4-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	—
	第7節 固定堰本体工	4-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工
4-5-7-4			場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
4-5-7-5			オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	—
4-5-7-6			ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	—
4-5-7-7			矢板工		3-2-3-4矢板工	—
4-5-7-8			堰本体工			2 - 54
4-5-7-9			水叩工			〃
4-5-7-10			土砂吐工			〃
4-5-7-11			取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	—
第8節 魚道工	4-5-8-3		魚道本体工			2 - 55
第9節 管理橋下部工	4-5-9-2		管理橋橋台工			〃
第10節 鋼管理橋上部工	4-5-10-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	4-5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	4-5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	4-5-10-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	4-5-10-8		架設工（送出し架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	4-5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	4-5-10-10		支承工		7-4-5-10支承工	—
第11節 橋梁現場塗装工	4-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	—
第12節 床版工	4-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	—
第13節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	4-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	—
	4-5-13-4		地覆工		7-4-8-5地覆工	—
	4-5-13-5		橋梁用防護柵工		7-4-8-6橋梁用防護柵工	—
	4-5-13-6		橋梁用高欄工		7-4-8-7橋梁用高欄工	—
	4-5-13-7		検査路工		7-4-8-8検査路工	—

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	4-5-15-2		プレテンション桁製作工 (購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工 (購入工)	—
	4-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	—
	4-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	—
	4-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	—
	4-5-15-6		支承工		7-4-5-10支承工	—
	4-5-15-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	—
	4-5-15-8		架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	—
	4-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	—
	4-5-15-10		落橋防止装置工		7-4-8-3落橋防止装置工	—
	第16節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋ホロースラブ橋)	4-5-16-3		支承工		7-4-5-10支承工
4-5-16-4			落橋防止装置工		7-4-8-3落橋防止装置工	—
4-5-16-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	—
第17節 コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁橋)	4-5-17-3		支承工		7-4-5-10支承工	—
	4-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	—
	4-5-17-5		落橋防止装置工		7-4-8-3落橋防止装置工	—
第18節 橋梁付属物工 (コンクリート管理橋)	4-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	—
	4-5-18-4		地覆工		7-4-8-5地覆工	—
	4-5-18-5		橋梁用防護柵工		7-4-8-6橋梁用防護柵工	—
	4-5-18-6		橋梁用高欄工		7-4-8-7橋梁用高欄工	—
	4-5-18-7		検査路工		7-4-8-8検査路工	—
第20節 付属物設置工	4-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	—
	4-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	—
<b>第6章 排水機場</b>						
第3節 軽量盛土工	4-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	—
第4節 機場本体工	4-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	4-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	4-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	—
	4-6-4-6		本体工			2 - 55
	4-6-4-7		燃料貯油槽工			〃
第5節 沈砂池工	4-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	4-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	4-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	—
	4-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	—
	4-6-5-7		コンクリート床版工			2 - 55
	4-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック	—
	4-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打擁壁工	—
第6節 吐出水槽工	4-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	4-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	4-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	—
	4-6-6-6		本体工		4-6-4-6本体工	—

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
<b>第7章 床止め・床固め</b>						
第3節 軽量盛土工	4-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	—
第4節 床止め工	4-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	4-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	—
	4-7-4-6		本体工	床固め本体工		2 - 55
				植石張り	3-2-5-5石積（張）工	—
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	—
	4-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	—
4-7-4-8		水叩工	水叩工		2 - 56	
			巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	—	
			根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック	—	
第5節 床固め工	4-7-5-4		本堤工		4-7-4-6本体工	—
	4-7-5-5		垂直壁工		4-7-4-6本体工	—
	4-7-5-6		側壁工		2 - 56	
	4-7-5-7		水叩工		4-7-4-8水叩工	—
第6節 山留擁壁工	4-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	—
	4-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	—
	4-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	—
	4-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	—
<b>第8章 河川維持</b>						
第7節 路面補修工	4-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	—
	4-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	—
	4-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	—
第8節 付属物復旧工	4-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	—
第9節 付属物設置工	4-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	—
	4-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	—
第10節 光ケーブル配管工	4-8-10-3		配管工		4-1-13-3配管工	—
	4-8-10-4		ハンドホール工		4-1-13-4ハンドホール工	—
第12節 植栽維持工	4-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	—
<b>第9章 河川修繕</b>						
第3節 軽量盛土工	4-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	—
第4節 腹付工	4-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	—
	4-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	—
第5節 側帯工	4-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	—
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	—
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	—
	石張り	3-2-5-5石積（張）工	—			
4-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	—	
第6節 堤脚保護工	4-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積（張）工	—
	4-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	—

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 管理用通路工	4-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	—
	4-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	—
	4-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	—
	4-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	—
	4-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	—
				集水柵工	3-2-3-30集水柵工	—
	4-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	—
第8節 現場塗装工	4-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	—
	4-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	—

【第5編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
<b>第1章 砂防堰堤</b>						
第3節 工場製作工	5-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	—
	5-1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			2 - 56
	5-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	—
第5節 軽量盛土工	5-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	—
第6節 法面工	5-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	—
	5-1-6-3		法面吹付け工		3-2-14-3吹付工	—
	5-1-6-4		法砕工		3-2-14-4法砕工	—
	5-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	—
	5-1-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	—
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	—	
第8節 コンクリート堰堤工	5-1-8-4		コンクリートえん堤本体工			2 - 56
	5-1-8-5		コンクリート副えん堤工		5-1-8-4コンクリート堰堤本体工	—
	5-1-8-6		コンクリート側壁工			2 - 56
	5-1-8-8		水叩工			//
第9節 鋼製堰堤工	5-1-9-5	1	鋼製堰堤本体工	不透過型		//
		2		透過型		2 - 57
	5-1-9-6		鋼製側壁工			//
	5-1-9-7		コンクリート側壁工		5-1-8-6コンクリート側壁工	—
	5-1-9-9		水叩工		5-1-8-8水叩工	—
	5-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	—
第10節 護床工・根固め工	5-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	—
	5-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	—
	5-1-10-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	—
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	—	
第11節 砂防堰堤付属物設置工	5-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	—
第12節 付帯道路工	5-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	—
	5-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	—
	5-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	—
	5-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	—
	5-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	—
	5-1-12-9		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	—
	5-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	—
	5-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	—
第13節 付帯道路施設工	5-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	—
	5-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	—
<b>第2章 流路</b>						
第3節 軽量盛土工	5-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	—
第4節 流路護岸工	5-2-4-4		基礎工(護岸)		3-2-4-3基礎工(護岸)	—
	5-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	—
	5-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	—
	5-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	—
	5-2-4-8		護岸付属物工		4-1-7-4護岸付属物工	—
	5-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	—
第5節 床固め工	5-2-5-4		床固め本体工		5-1-8-4コンクリート堰堤本体工	—

【第5編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 床固め工	5-2-5-5		垂直壁工		5-1-8-4コンクリート堰堤本体工	—
	5-2-5-6		側壁工		5-1-8-6コンクリート側壁工	—
	5-2-5-7		水叩工		5-1-8-8水叩工	—
	5-2-5-8		魚道工			2 - 57
第6節 根固め・水制工	5-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	—
	5-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	—
	5-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	—
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	—
かごマット				3-2-3-26多自然型護岸工	—	
第7節 流路付属物設置工	5-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	—
	5-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	—
<b>第3章 斜面対策</b>						
第3節 軽量盛土工	5-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	—
第4節 法面工	5-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	—
	5-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	—
	5-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	—
	5-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	—
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	—
	5-3-4-6		アンカー工 (プレキャストコンクリート板)		3-2-14-6アンカー工	—
5-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	—	
第5節 擁壁工	5-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	5-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	—
	5-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	—
	5-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	—
	5-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	—
	5-3-5-8		落石防護工		7-1-11-5落石防護柵工	—
第6節 山腹水路工	5-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	—
	5-3-6-4		山腹明暗渠工			2 - 57
	5-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	—
	5-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	—
	5-3-6-7		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	—
第7節 地下水排除工	5-3-7-4		集排水ポーリング工			2 - 58
	5-3-7-5		集水井工			//
第8節 地下水遮断工	5-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	—
	5-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	—
	5-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	—
第9節 抑止杭工	5-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	5-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	5-3-9-5		シャフト工 (深礎工)		3-2-4-6深礎工	—
	5-3-9-6		橋面防水工			2 - 58

【第6編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
<b>第1章 コンクリートダム</b>						
第4節 ダムコンクリート工	6-1-4		コンクリートダム工	本体		2 - 58
	6-1-4		コンクリートダム工	水叩		〃
	6-1-4		コンクリートダム工	副ダム		〃
	6-1-4		コンクリートダム工	導流壁		2 - 59
<b>第2章 フィルダム</b>						
第4節 盛立工	6-2-4-5		コアの盛立			2 - 59
	6-2-4-6		フィルターの盛立			〃
	6-2-4-7		ロックの盛立			〃
	6-2		フィルダム (洪水吐)			〃
<b>第3章 基礎グラウチング</b>						
第3節 ボーリング工	6-3-3		ボーリング工			2 - 59

第6節

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
<b>第1章 道路改良</b>						
第3節 工場製作工	7-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		2 - 60
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	-
第4節 地盤改良工	7-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	-
	7-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	-
	7-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンド <sup>ド</sup> マット工	-
	7-1-4-5		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	-
	7-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	-
	7-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	-
第5節 法面工	7-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	-
	7-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	-
	7-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	-
	7-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	-
	7-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	-
				3-2-3-27羽口工	-	
第6節 軽量盛土工	7-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	-
第7節 擁壁工	7-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	-
	7-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	-
	7-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	-
	7-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	-
	7-1-7-7		補強土壁工	補強土 (テールアルメ) 壁工法	3-2-15-3盛土補強工	-
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3盛土補強工	-
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3盛土補強工	-
	7-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	-
第8節 石・ブロック積 (張) 工	7-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	-
	7-1-8-4		石積 (張) 工		3-2-5-5石積 (張) 工	-

第6節

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9節 カルバート工	7-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	7-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	7-1-9-6		場所打函渠工			2 - 60
	7-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	—
第10節 排水構造物工（小型水路工）	7-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	—
	7-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	—
	7-1-10-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	—
	7-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	—
	7-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	—
	7-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	—
第11節 落石雪害防止工	7-1-11-4		落石防止網工			2 - 60
	7-1-11-5		落石防護柵工			〃
	7-1-11-6		防雪柵工			〃
	7-1-11-7		雪崩予防柵工			〃
第12節 遮音壁工	7-1-12-4		遮音壁基礎工			2 - 61
	7-1-12-5		遮音壁本体工			〃
<b>第2章 舗装</b>						
第3節 地盤改良工	7-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	—
	7-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	—
第4節 舗装工	7-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	—
	7-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	—
	7-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	—
	7-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	—
	7-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	—
	7-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	—
	7-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	—
	7-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	—
	7-2-4		歩道路盤工			2 - 62
	7-2-4		取合舗装路盤工			〃
	7-2-4		路肩舗装路盤工			〃
	7-2-4		歩道舗装工			〃
	7-2-4		取合舗装工			〃
	7-2-4		路肩舗装工			〃
7-2-4		表層工			〃	
第5節 排水構造物工（路面排水工）	7-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	—
	7-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	—
	7-2-5-5		集水樹（街渠樹）・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	—
	7-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	—
	7-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	—
	7-2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	—
	7-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			2 - 63
第6節 縁石工	7-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	—
第7節 踏掛版工	7-2-7-4		踏掛版工 橋面防水工	コンクリート工		2 - 63
				ラバーシュー		〃
				アンカーボルト		〃

第6節

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 防護柵工	7-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	—
	7-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	—
	7-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	—
	7-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	—
第9節 標識工	7-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	—
	7-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		2 - 63
		2	大型標識工	標識柱工		〃
第10節 区画線工	7-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	—
第12節 道路付属施設工	7-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	—
	7-2-12-5	1	ケーブル配管工			2 - 63
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		〃
	7-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		〃
第13節 橋梁付属物工	7-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	—
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	7-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	—
	7-3-3-3		鋼製橋脚製作工			2 - 64
	7-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	—
	7-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	—
第5節 軽量盛土工	7-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	—
第6節 橋台工	7-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	7-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	7-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	—
	7-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	—
	7-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	—
	7-3-6-8		橋台躯体工			2 - 64
第7節 RC橋脚工	7-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	7-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	7-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	—
	7-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	—
	7-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	—
	7-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	—
	7-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		2 - 65
				重力式	7-3-7-9橋脚躯体工	—
				半重力式	7-3-7-9橋脚躯体工	—
2	橋脚躯体工	ラーメン式		2 - 65		
第8節 鋼製橋脚工	7-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	7-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	7-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	—
	7-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	—
	7-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	—
	7-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	—
	7-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		2 - 66
				門型		2 - 66
	7-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		〃
				門型		〃
	7-3-8-11		現場継手工			2 - 67
	7-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	—
第9節 護岸基礎工	7-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	—
	7-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	—

第6節

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第10節 矢板護岸工	7-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	—	
	7-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	—	
第11節 法覆護岸工	7-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	—	
	7-3-11-3		護岸付属物工		4-1-7-4護岸付属物工	—	
	7-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	—	
	7-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	—	
	7-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	—	
	7-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	—	
	7-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	—
			多自然型護岸工	巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	—
			多自然型護岸工	かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	—
	7-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	—	
	7-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	—	
	7-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	—	
	7-3-11-12		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	—
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	—
		かご枠			3-2-3-27羽口工	—	
		連節ブロック張り			3-2-5-3連節ブロック張り	—	
第12節 擁壁護岸工	7-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	—	
	7-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	—	
<b>第4章 鋼橋上部</b>							
第3節 工場製作工	7-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	—	
	7-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	—	
	7-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	—	
	7-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	—	
	7-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	—	
	7-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	—	
	7-4-3-9		橋梁用高欄製作工			2 - 67	
	7-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	—	
	7-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	—	
	7-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	—	
	第5節 鋼橋架設工	7-4-5-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
7-4-5-5			架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—	
7-4-5-6			架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—	
7-4-5-7			架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—	
7-4-5-8			架設工（送出し架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—	
7-4-5-9			架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—	
7-4-5-10		1	支承工	鋼製支承			2 - 67
		2	支承工	ゴム支承			”

第6節

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 橋梁現場塗装工	7-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	—
第7節 床版工	7-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	—
第8節 橋梁付属物工	7-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	—
	7-4-8-3		落橋防止装置工			2 - 68
	7-4-8-5		地覆工			〃
	7-4-8-6		橋梁用防護柵工			〃
	7-4-8-7		橋梁用高欄工			〃
	7-4-8-8		検査路工			〃
第9節 歩道橋本体工	7-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	—
	7-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	—
	7-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	7-3-8-9橋脚フーチング工	—
				T型	7-3-8-9橋脚フーチング工	—
	7-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13架設工（鋼橋）	—
7-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	—	
<b>第5章 コンクリート橋上部</b>						
第3節 工場製作工	7-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	—
	7-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	—
	7-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	—
	7-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	—
	7-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	—
第5節 PC橋工	7-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	—
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	—
	7-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	—
	7-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	—
	7-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	—
	7-5-5-6		支承工		7-4-5-10支承工	—
	7-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	7-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	7-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	—
	7-5-5-10		落橋防止装置工		7-4-8-3落橋防止装置工	—
第6節 プレビーム桁橋工	7-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		2 - 68
	7-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	—
	7-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	7-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	—
	7-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	—
	7-5-6-9		落橋防止装置工		7-4-8-3落橋防止装置工	—
第7節 PCホロースラブ橋工	7-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	—
	7-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	—
	7-5-7-5		落橋防止装置工		7-4-8-3落橋防止装置工	—

第6節

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 RCホロースラブ橋工	7-5-8-3		支承工		7-4-5-10支承工	—
	7-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	—
	7-5-8-5		落橋防止装置工		7-4-8-3落橋防止装置工	—
第9節 PC版桁橋工	7-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	—
第10節 PC箱桁橋工	7-5-10-3		支承工		7-4-5-10支承工	—
	7-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	—
	7-5-10-5		落橋防止装置工		7-4-8-3落橋防止装置工	—
第11節 PC片持箱桁橋工	7-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	—
	7-5-11-3		支承工		7-4-5-10支承工	—
	7-5-11-4		架設工(片持架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	—
第12節 PC押し箱桁橋工	7-5-12-2		PC押し箱桁製作工		3-2-3-16PC押し箱桁製作工	—
	7-5-12-3		架設工(押し架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	—
第13節 橋梁付属物工	7-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	—
	7-5-13-4		地覆工		7-4-8-5地覆工	—
	7-5-13-5		橋梁用防護柵工		7-4-8-6橋梁用防護柵工	—
	7-5-13-6		橋梁用高欄工		7-4-8-7橋梁用高欄工	—
	7-5-13-7		検査路工		7-4-8-8検査路工	—
<b>第6章 トンネル (NATM)</b>						
第4節 支保工	7-6-4-3		吹付工			2 - 68
	7-6-4-4		ロックボルト工			〃
第5節 覆工	7-6-5-3		覆工コンクリート工			2 - 69
	7-6-5-4		側壁コンクリート工		7-6-5-3覆工コンクリート工	—
	7-6-5-5		床版コンクリート工			2 - 69
第6節 インパート工	7-6-6-4		インパート本體工			2 - 69
第7節 坑内付帯工	7-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	—
第8節 坑門工	7-6-8-4		坑門本體工			2 - 69
	7-6-8-5		明り巻工			〃
<b>第11章 共同溝</b>						
第3節 工場製作工	7-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	—
第6節 現場打構築工	7-11-6-2		現場打軀體工			2 - 70
	7-11-6-4		カラー継手工			〃
	7-11-6-5	1	防水工	防水		〃
		2	防水工	防水保護工		〃
3		防水工	防水壁		〃	
第7節 プレキャスト構築工	7-11-7-2		プレキャスト軀體工			〃
<b>第12章 電線共同溝</b>						
第5節 電線共同溝工	7-12-5-2		管路工	管路部		2 - 70
	7-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		〃
	7-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	7-11-6-2現場打軀體工	—
第6節 付帯設備工	7-12-6-2		ハンドホール工			2 - 70

第6節

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
<b>第13章 情報ボックス工</b>						
第3節 情報ボックス工	7-13-3-4		管路工	管路部	7-12-5-2管路工（管路部）	—
第4節 付帯設備工	7-13-4-2		ハンドホール工		7-12-6-2ハンドホール工	—
<b>第14章 道路維持</b>						
第4節 舗装工	7-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	—
	7-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	—
	7-14-4-5		切削オーバーレイ工			2 - 71
	7-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	—
	7-14-4-7		路上再生工			2 - 71
	7-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	—
第5節 排水構造物工	7-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	—
	7-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	—
	7-14-5-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	—
	7-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	—
	7-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	—
	7-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	—
第6節 防護柵工	7-14-6-2		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	—
	7-14-6-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	—
	7-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	—
	7-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	—
第7節 標識工	7-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	—
	7-14-7-4		大型標識工		7-2-9-4大型標識工	—
第8節 道路付属施設工	7-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	—
	7-14-8-5		ケーブル配管工		7-2-12-5ケーブル配管工	—
	7-14-8-6		照明工		7-2-12-6照明工	—
第9節 軽量盛土工	7-14-9-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	—
第10節 擁壁工	7-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	—
	7-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	—
第11節 石・ブロック積（張）工	7-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	—
	7-14-11-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	—
第12節 カルバート工	7-14-12-4		場所打函渠工		7-1-9-6場所打函渠工	—
	7-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	—
第13節 法面工	7-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	—
	7-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	—
	7-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	—
	7-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	—
	7-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	—
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	—	
第15節 橋梁付属物工	7-14-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	—
	7-14-15-4		地覆工		7-4-8-5地覆工	—
	7-14-15-5		橋梁用防護柵工		7-4-8-6橋梁用防護柵工	—
	7-14-15-6		橋梁用高欄工		7-4-8-7橋梁用高欄工	—
	7-14-15-7		検査路工		7-4-8-8検査路工	—
第17節 現場塗装工	7-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	—

第6節

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	7-16-3-4		桁補強材製作工			2 - 72
	7-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	-
第5節 舗装工	7-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	-
	7-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	-
	7-16-5-5		切削オーバーレイ工		7-14-4-5切削オーバーレイ工	-
	7-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	-
	7-16-5-7		路上再生工		7-14-4-7路上再生工	-
	7-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	-
第6節 排水構造物工	7-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	-
	7-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	-
	7-16-6-5		集水枡・マンホール工		3-2-3-30集水枡工	-
	7-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	-
	7-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	-
	7-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	-
第7節 縁石工	7-16-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	-
第8節 防護柵工	7-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	-
	7-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	-
	7-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	-
	7-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	-
第9節 標識工	7-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	-
	7-16-9-4		大型標識工		7-2-9-4大型標識工	-
第10節 区画線工	7-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	-
第12節 道路付属施設工	7-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	-
	7-16-12-5		ケーブル配管工		7-2-12-5ケーブル配管工	-
	7-16-12-6		照明工		7-2-12-6照明工	-
第13節 軽量盛土工	7-16-13-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	-
第14節 擁壁工	7-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	-
	7-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	-
第15節 石・ブロック積(張)工	7-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	-
	7-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	-
第16節 カルバート工	7-16-16-4		場所打函渠工		7-1-9-6場所打函渠工	-
	7-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	-
第17節 法面工	7-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	-
	7-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	-
	7-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	-
	7-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	-
	7-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	-
			ふとんかご	3-2-3-27羽口工	-	
第18節 落石雪害防止工	7-16-18-4		落石防止網工		7-1-11-4落石防止網工	-
	7-16-18-5		落石防護柵工		7-1-11-5落石防護柵工	-
	7-16-18-6		防雪柵工		7-1-11-6防雪柵工	-
	7-16-18-7		雪崩予防柵工		7-1-11-7雪崩予防柵工	-
第20節 鋼桁工	7-16-20-3		鋼桁補強工		7-16-3-4桁補強材製作工	-
第21節 橋梁支承工	7-16-21-3		鋼橋支承工		7-4-5-10支承工	-
	7-16-21-4		P C橋支承工		7-4-5-10支承工	-

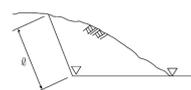
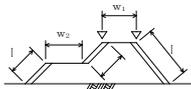
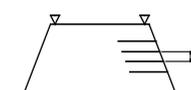
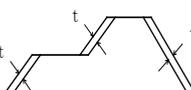
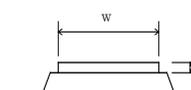
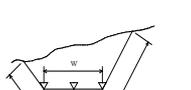
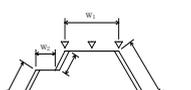
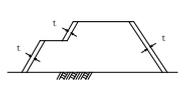
第6節

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第22節 橋梁付属物工	7-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	—
	7-16-22-4		落橋防止装置工		7-4-8-3落橋防止装置工	—
	7-16-22-6		地覆工		7-4-8-5地覆工	—
	7-16-22-7		橋梁用防護柵工		7-4-8-6橋梁用防護柵工	—
	7-16-22-8		橋梁用高欄工		7-4-8-7橋梁用高欄工	—
	7-16-22-9		検査路工		7-4-8-8検査路工	—
第25節 現場塗装工	7-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	—
	7-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	—

【第9編 下水道編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 下水道工						
第3節 函渠布設工並びに築造工	9-1-3		管渠工（開削工法）			2 - 73
	9-1-3		マンホール			〃
第5節 シールド工	9-1-5		管渠工（シールド工）			〃
第6節 推進工	9-1-6		管渠工（推進工）			〃

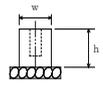
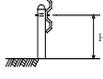
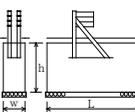
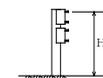
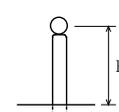
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 砂 防 土 工	2		掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は掘削部の両端で測定。			
						法長 $\phi$	$\phi < 5\text{m}$				-200
							$\phi \geq 5\text{m}$				法長-4%
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 砂 防 土 工	3		盛土工	基 準 高 ▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は各法肩で測定。			
						法長 $\phi$	$\phi < 5\text{m}$				-100
							$\phi \geq 5\text{m}$				法長-2%
幅 $w_1, w_2$		-100									
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						厚 さ t	-50				
						控 え 長 さ	設計値以上				
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚さ t	$t < 15\text{cm}$	-25	幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		
							$t \geq 15\text{cm}$	-50			
						幅 w		-100			
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2		掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。			
						法長 $\phi$	$\phi < 5\text{m}$				-200
							$\phi \geq 5\text{m}$				法長-4%
幅 w		-100									
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。			
						法長 $\phi$	$\phi < 5\text{m}$				-100
							$\phi \geq 5\text{m}$				法長-2%
幅 $w_1, w_2$		-100									
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。			

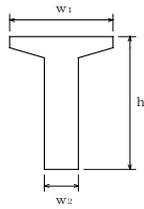
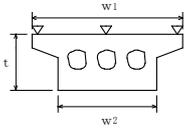
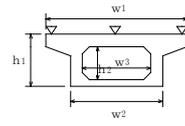
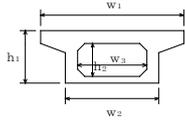
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	6 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径			
						かぶり t	設計かぶり±φ かつ 最小かぶり以上				
								工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。  注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。  注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。  注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下土工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。			
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の 工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕  （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						根入長	設計値以上				
						変位 ℓ	100				
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の 工種	5		縁石工  （縁石・アスカープ）	延長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の 工種	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基  基礎1基毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						基礎	幅 w (D)				-30
							高さ h				-30
		根入長	設計値以上								
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の 工種	7		防止柵工  （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							高さ h	-30			
								パイプ取付高 H	+30 -20	1ヶ所／1施工箇所  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	

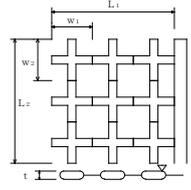
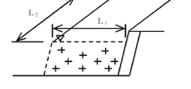
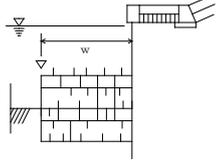
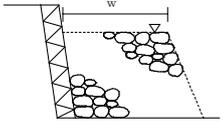
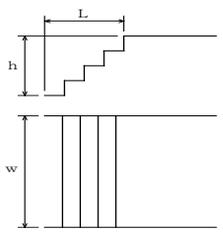
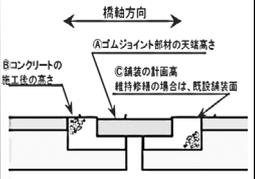
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高さ h	-30				
						ビーム取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所			
								「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する
						高さ h	-30				
						延長 L	-100				
						ケーブル取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所			
		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。			
						幅 w	設計値以上				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	10		道路付属物工 (視線誘導標 (距離標))	高 さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表Ⅱ-5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 		
						断面の外形寸法	±5				
						橋 桁 の そり $\delta_1$	±8				
						横方向の曲がり $\delta_2$	±10				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	12	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ±L/1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 		
						断面の外形寸法	±5				
						橋 桁 の そり $\delta_1$	±8				
						横方向の曲がり $\delta_2$	±10				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13		ポ ス ト テ ン シ ヨ ン 桁 製 作 工	幅 (上) $w_1$	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシ ング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部 の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行するJISに基づく試 験成績表に替えることができる。 $\ell$ ：支間長 (m)		
						幅 (下) $w_2$	± 5			
						高 さ $h$	+10 -5			
						桁 長 $\ell$ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 $\ell$			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	1	プ レ キ ャ ス ト セ グ メ ン ト 桁 製 作 工 (購 入 工)	桁 長 $\ell$	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇 所は、図面の寸法表示箇所で測定。		
						断面の外形寸法 (mm)	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	2	プ レ キ ャ ス ト セ グ メ ン ト 主 桁 組 立 工	桁 長 $\ell$ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシ ング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部 の3ヶ所とする $\ell$ ：支間長 (m)		
						横方向最大タワミ	0.8 $\ell$			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15		P C ホ ロ ー ス ラ ブ 製 作 工	基 準 高 $\nabla$	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2ヶ所 (支点付 近) で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中 央部の 3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 2-18-2 床版工に準ずる。 $\ell$ ：桁長 (m)		
						幅 $w_1, w_2$	- 5 ~ +30			
						厚 さ $t$	-10 ~ +20			
						桁 長 $\ell$ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	1	P C 箱 桁 製 作 工	基 準 高 $\nabla$	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2ヶ所 (支点付 近) で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び高さは 1 径間当たり両端と中 央部の 3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 2-18-2 床版工に準ずる。 $\ell$ ：桁長 (m)		
						幅 (上) $w_1$	- 5 ~ +30			
						幅 (下) $w_2$	- 5 ~ +30			
						内 空 幅 $w_3$	± 5			
						高 さ $h_1$	+10 -5			
						内空高さ $h_2$	+10 -5			
						桁 長 $\ell$ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	2	P C 押 出 し 箱 桁 製 作 工	幅 (上) $w_1$	- 5 ~ +30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部 の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 2-18-2 床版工に準ずる。 $\ell$ ：桁長 (m)		
						幅 (下) $w_2$	- 5 ~ +30			
						内 空 幅 $w_3$	± 5			
						高 さ $h_1$	+10 -5			
						内空高さ $h_2$	+10 -5			
						桁 長 $\ell$ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	17		根固めブロック工	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						厚 さ t	-20				幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。
						幅 w1, w2	-20				
						延長 L1, L2	-200				
						基準高▽	± t / 2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延長 L1, L2	- t / 2				1施工箇所毎
								tは根固めブロックの高さ			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	18		沈床工	基準高▽	±150	1組毎			
						幅 w	±300				
						延長 L	-200				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	19		捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 w	-100				
						延長 L	-200				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	22		階段工	幅 w	-30	1回 / 1施工箇所			
						高さ h	-30				
						長さ L	-30				
						段 数	±0段				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		<p>据付け高:「㉔」と「㉔の設計値」との差分 仕上げ高:後打ちコンがある場合「㉔」と「㉔」の差分、 後打ちコンが無い場合「㉔」と「㉔」の差分</p>	
						表面の凹凸	3				
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	24	2	伸縮装置工  (鋼製フィンガージョ イント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部におい て橋軸方向に各3点計9点。  表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向） に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下  歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3 点。		
							橋軸方向各点 誤差の相対差	3			
							表面の凹凸	3			
							歯型板面の歯咬み合 いの高低差	2			
							歯咬み合い部の 縦方向間隔W <sub>1</sub>	±2			
							歯咬み合い部の 横方向間隔W <sub>2</sub>	±5			
							仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～-2			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	24	3	伸縮装置工  (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近 の3点を測定。  表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向） に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～+3				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	26	1	多自然型護岸工  (巨石張り、巨石積 み)	基 準 高 ▽	±500	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50 m）につき1ヶ所、延長40m（又は50 m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。			
						法 長 ℓ	-200				
						延 長 L	-200				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	26	2	多自然型護岸工  (かごマット)	法 長 ℓ	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50 m）につき1ヶ所、延長40m（又は50 m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。			
						厚 さ t	-0.2 t				
						延 長 L	-200				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	27	1	羽口工  (じゃかご)	法長 ℓ	ℓ < 3 m	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50 m）につき1ヶ所、延長40m（又は50 m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。		
							ℓ ≥ 3 m	-100			
						厚 さ t	-50				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	27	2	羽口工  (ふとんかご、かご 枠)	高 さ h	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50 m）につき1ヶ所、延長40m（又は50 m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。			
						延 長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	28		プレキャストカルバ ート工  (プレキャストボク ス工) (プレキャストパイ プ工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50 m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。			
						※幅 w	-50				
						※高 さ h	-30				
						延 長 L	-200				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	29	1	(プレキャストU型側 溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管架)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50 m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次 元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測定の管理 方法を用いることができる。  1ヶ所／1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領（案）」の規定により管 架を行う場合は、延長の変化点で測 定。			
						延 長 L	-200				

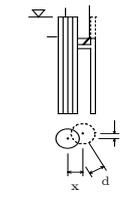
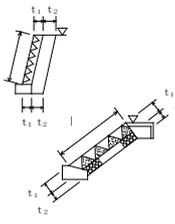
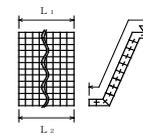
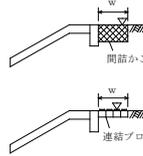
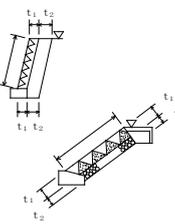
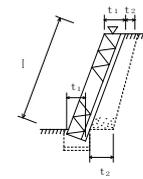
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						厚 さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 $w$	-30			
						高 さ $h_1, h_2$	-30			
						延 長 $L$	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。 施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						深 さ $h$	-30			
						延 長 $L$	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	30		集水枋工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
						延 長 $L$	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、1ロットの大きさは500㎡とする。目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 $w$	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ $t_1, t_2$	-30			
						延 長 $L$	各構造物の規格値による			
						延 長 $L$				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						幅 $w$	-30			
						高 さ $h$	-30			
						延 長 $L$	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 $L$	-200			
						延 長 $L$				

単位：mm

編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	4	1	既製杭工  (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。  傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができ		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100以内			
						傾斜	1/100以内			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	4	2	既製杭工  (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができ		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。  傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができ		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。  傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。  ※ライナープレートの場合はその内径、補強リグを必要とする場合は補強リグの内径とし、モルタルコンクリートの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	8		ニューマチックケーソン基礎工	ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
						根 入 長	設計値以上				
						偏 心 量 d	300以内				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロッ ク積（張） 工	3	1	コンクリートブロック工  （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 $\phi$	$\phi < 3$ m				-50
							$\phi \geq 3$ m				-100
						厚さ（ブロック積張） $t_1$					-50
						厚さ（裏込） $t_2$					-50
						延 長 L					-200
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ブロッ ク積（張） 工	3	2	コンクリートブロック工  （連節ブロック張り）	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法 長 $\phi$	-100				
						延長 $L_1, L_2$	-200				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ブロッ ク積（張） 工	3		コンクリートブロック工  （天端保護ブロック）	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 w	-100				
						延 長 L	-200				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ブロッ ク積（張） 工	4		緑化ブロック工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 $\phi$	$\phi < 3$ m				-50
							$\phi \geq 3$ m				-100
						厚さ（ブロック） $t_1$					-50
						厚さ（裏込） $t_2$					-50
						延 長 L					-200
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ブロッ ク積（張） 工	5		石積（張）工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 $\phi$	$\phi < 3$ m				-50
							$\phi \geq 3$ m				-100
						厚さ（石積・張） $t_1$					-50
						厚さ（裏込） $t_2$					-50
						延 長 L					-200

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	6	4	横面防水工 (シート系床版防水層)	シートの重ね幅	-20~+50				標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を繰り返り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を繰り返り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	—	—			
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取もしくは繰り返り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	—	—			
						厚 さ	-15	-20	-5	-7			
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	—	—			
						厚 さ	-9	-12	-3	-4			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-25	-25	—	—			
						厚 さ	-7	-9	-2	-3			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	3m <sup>2</sup> コア採取(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下						

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合に測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						幅	-50	-50	—	—			
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-50	-50	—	—			
						厚 さ	-15	-20	-5	-7			
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熟アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-50	-50	—	—			
						厚 さ	-9	-12	-3	-4			
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-25	-25	—	—			
						厚 さ	-7	-9	-2	-3			
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—	3m <sup>2</sup> コールドパッチ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	—	—			
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合に測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-50	-50	—	—			
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-50	-50	—	—			
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—	3m <sup>2</sup> コア採取率(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		—			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—		基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10				
							t ≥ 15cm	-45	-15				
						幅	-100		—				
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-9	-3		幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
						幅	-25		—				
						平 坦 性	—		—				
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—	3m <sup>2</sup> コア採取率(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		—			

単位: mm

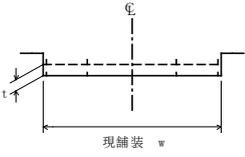
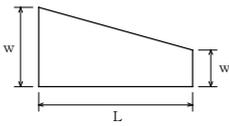
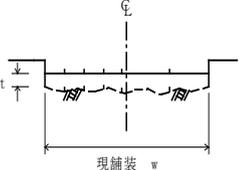
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を纏り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横断舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚 さ	-45		-15					
						幅	-50		—					
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を纏り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横断舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50		—					
						厚 さ	-9	-12	-3					
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・石膏)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横断舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50		—					
						厚 さ	-10	-12	-3.5					
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横断舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25		—					
						厚 さ	-10	-12	-3.5					
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-12	-3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠撤付後各車線200m毎に1ヶ所又はレベルにより1層あたり断面方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップ・オーニング工の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線当たり断面方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に1箇所の縦断を測定する。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25		—					
						平坦性	—		コンクリートの硬化後 3mプロファイルにより機械舗設の場合 (a) 2.4mm以下 人力舗設の場合 (a) 3mm以下					
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を纏り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を纏り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横断舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-45		-15					
						幅	-50		—					
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を纏り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を纏り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横断舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50		—					
						厚 さ	-25	-30	-8					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅	-50	-	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>
						幅	-50	-					
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3	幅	-25	-	<p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。</p>
						幅	-25	-					
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-	-4.5	幅	-35	-	<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠撤付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり縦断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の見地による延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>舗装する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>
						幅	-35	-					
						平坦性	-	-	-	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルにより(a)2.4mm以下。			
						目地段差	-	-	-	±2			
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	厚 さ	-45	-15	<p>基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を縦り起して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>
						厚 さ	-45	-15					
						幅	-50	-					
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅	-50	-	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を縦り起して測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>
						幅	-50	-					
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅	-50	-	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>
						幅	-50	-					
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅	-50	-	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>
						幅	-50	-					
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅	-25	-	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>
						幅	-25	-					

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。		
						幅	-50		—				
						厚 さ	-25	-30	-8				
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50		—				
						厚 さ	-25	-30	-8				
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。	コア採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50		—				
						厚 さ	-15	-20	-5				
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として道路中心線、両端部の計3点で測定する。		
						幅	-25		—				
						厚 さ	-9	-12	-3				

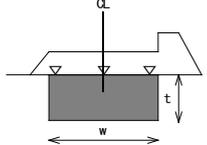
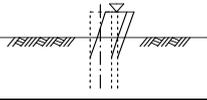
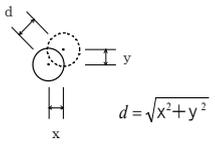
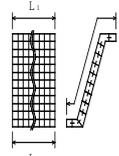
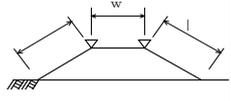
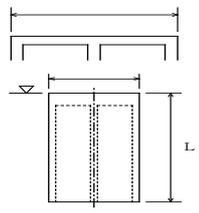
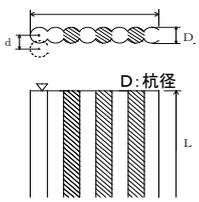
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> )			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	15		路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-25	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							延長L	-100			
							厚さt	該当工種			
						舗設工	幅 w	-25			
							延長L	-100			
							厚さt	該当工種			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17		オーバーレイ工	厚 さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 w	-25				
						延 長 L	-100				
						平 坦 性	—				3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		
						施 工 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは中心線及び端部で測定。		
						置 換 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。  w、(L)は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法層で行う。		
						法 長 $\phi$	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		
						厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	6		サンドマット工	施 工 厚 さ t	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7	8	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーバードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)  締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	位 置・間 隔 w	$\pm 100$	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーバードレーンの杭径は対象外とする。 ペーバードレーン工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。  全本数  全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
						杭 径 D	設計値以上			
						打 込 長 さ h	設計値以上			
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工  (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編固結工(スラリー攪拌工)・パーチカルドレーン工編」による管理の場合 (生石灰パイル工)	基 準 高 $\nabla$	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。  全本数 L = $\phi 1 - \phi 2$ $\phi 1$ は改良体先端深度 $\phi 2$ は改良体天端深度		
						位 置・間 隔 w	D/4 以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 L	設計値以上			

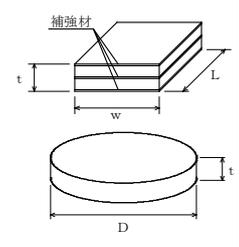
※余長は、適用除外

単位：mm

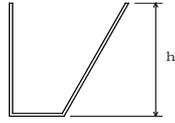
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	2	固結工 (中層混合処理工)	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、1,000m <sup>3</sup> 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。		
						施 工 厚 さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延 長 L	設計値以上			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	10 仮設 工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		
						根 入 長	設計値以上			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	10 仮設 工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ϕ	設計深さ以上	全数		
						配 置 誤 差 d	100			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	10 仮設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ϕ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1 施工箇所毎
						延 長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	10 仮設 工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 ϕ	-100			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	10 仮設 工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	10 仮設 工	9		地中連続壁工(壁式)	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						連 壁 の 長 さ ϕ	-50			
						変 位	300			
						壁 体 長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	10 仮設 工	10		地中連続壁工(柱列式)	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						連 壁 の 長 さ ϕ	-50			
						変 位 d	D/4以内			
						壁 体 長 L	-200			

単位：mm

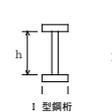
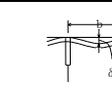
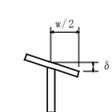
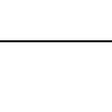
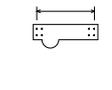
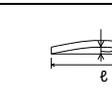
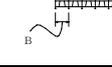
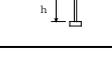
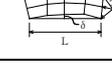
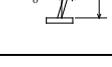
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照				
										中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				1以下	
											ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				1.5以下	
										アンカ（アンバー）用ボルト（鑄放）	ドリル加工孔				≦100mm	+3 -1
															>100mm	+4 -2
											孔の中心距離※1				JIS B 0403-1995 CT13	
										センターボス	ボスの直径				+0 -1	
											ボスの高さ				+1 -0	
										※5) ボス	ボスの直径				+0 -1	
											ボスの高さ				+1 -1	
											上巻の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法				JIS B 0403-1995 CT13	
										※4) 全移動量φ	φ≦300mm				±2	
											φ>300mm				±φ/100	
										組立高さH	上, 下面加工仕上げ				±3	
											コンクリート				H≦300mm	±3
															H>300mm	(H/200+3) 小数点以下切り捨て
										普通寸法	鑄放し長さ寸法※2)、※3)				JIS B 0403-1995 CT14	
											鑄放し肉厚寸法※2)				JIS B 0403-1995 CT15	
削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級															
ガス切断寸法	JIS B 0417-1979 B級															
幅w 長さL 直径D	w, L, D ≦ 500	0 ~ +5														
	500 < w, L, D ≦ 1500mm	0 ~ +1%														
	1500 < w, L, D	0 ~ +15														
厚さt	t ≦ 20mm	±0.5														
	20 < t ≦ 160	±2.5%														
	160 < t	±4														
相対誤差	w, L, D ≦ 1000mm	1														
	1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000														

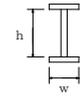
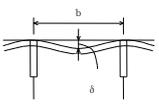
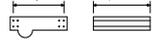
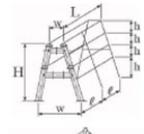
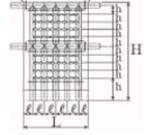
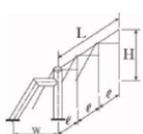
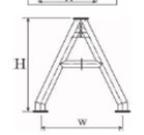
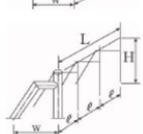


単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 $\ell$ (m) $\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
3	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃 口 高 さ h (m)	$\pm 2 \dots h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						外周長 L (m)	$\pm (10+L/10)$			

単位: mm

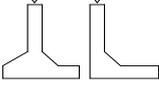
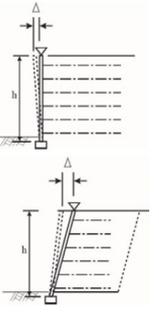
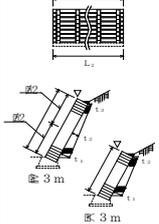
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要												
								鋼桁等	トラス・アーチ等														
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工 共通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部材精度	フランジ幅 w (m)	±2..... w ≤ 0.5 ±3..... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4..... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)..... 2.0 < w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		I型鋼桁 トラス弦材									
										板の平面度 δ (mm)	h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h: 腹板高 (mm) b: 腹板又はリブの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)											
										箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150												
										フランジの直角度 δ (mm)	w/200												
										部材長 ℓ (m)	鋼桁	±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。										
											トラス、アーチなど	±2...ℓ ≤ 10 ±3...ℓ > 10											
										圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。 □: 部材長 (mm)										
										<p>※規格値のw, □に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ, フランジの直角度 δ, 圧縮材の曲り δ」の規格値のh, b, w, □に代入する数値はmm単位の数値とする。</p>													
										3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般補装工	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立精度	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	±(10+L/10) ±(10+Ln/10)	各桁毎に全数測定。	単径間の場合 多径間の場合 
																				主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4..... B ≤ 2 ±(3-B/2)..... B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。	
主構の組立高さ h (m)	±5..... h ≤ 5 ±(2.5+h/2)..... h > 5	—	両端部及び中心部を測定。 																				
主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5..... L ≤ 100 25..... L > 100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)																					
主桁、主構のそり δ (mm)	-5~+5..... L ≤ 20 -5~+10..... 20 < L ≤ 40 -5~+15..... 40 < L ≤ 80 -5~+25..... 80 < L ≤ 200	各主桁について10 各主構の各格点を ~12m間隔を測定。 L: 主桁の 支間長 (m) L: 主構の支間長 (m)																					
主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。																					
主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁の高さ (mm) h: 主構の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 																				
現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)																					
<p>※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>																							

					単位: mm						
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m) ±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 5 < w ≤ 1.0 腹板高 h (m) ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)…… 2.0 <	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った 部材の中央付近を測定。		I 型钢桁	
						部材精度	鋼桁等の部材の腹板 h / 250 箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート b / 150 フランジの直角度 δ (mm) w / 200 部材長 ℓ (m) 鋼桁 ±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h: 腹板高 (mm) b: 腹板又はリブの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)	  		
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>											
3	土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		
						堰 長 L	±30				
						堰 長 ℓ	±10				
						堰 幅 W	±30				
						堰 幅 w	±10				
						高 さ H	±10				
						ベースプレートの高さ	±10				
						本体の傾き	±H/500				

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2一般施工	12	4	検査路製作工	部材 部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
3	土木工事共通編	2一般施工	12	5	鋼製伸縮継手製作工	部材 部材長 $w$ (m)	$0 \sim +30$	製品全数を測定。		
						仮組立時 組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta_1$ (mm)	設計値 $\pm 4$	両端部及び中央部付近を測定。		
						フィンガーの食い違い $\delta_2$ (mm)	$\pm 2$			
								(実測値) $\delta_2$		
3	土木工事共通編	2一般施工	12	6	落橋防止装置製作工	部材 部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
3	土木工事共通編	2一般施工	12	7	橋梁用防護柵製作工	部材 部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
3	土木工事共通編	2一般施工	12	8	アンカーフレーム製作工	仮組立時 上面水平度 $\delta_1$ (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		
					鉛直度 $\delta_2$ (mm)	$h/500$				
					高さ $h$ (mm)	$\pm 5$				
3	土木工事共通編	2一般施工	12	9	プレビュー用桁製作工	部材 フランジ幅 $w$ (m) 腹板高 $h$ (m)	$\pm 2 \cdots$ $\pm 3 \cdots w \leq 0.5$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots$ $2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						フランジの直角 $\delta$ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
						仮組立時 主桁のそり $\delta$	$-5 \sim +5$ $\cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\cdots 20 < L \leq 40$	各主桁について10~12m間隔を測定。		
3	土木工事共通編	2一般施工	12	10	鋼製排水管製作工	部材 部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
3	土木工事共通編	2一般施工	12	11	工場塗装工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回を行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		

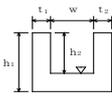
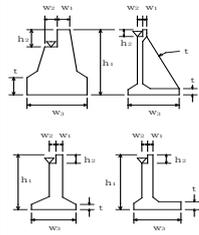
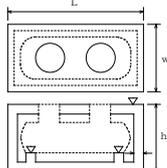
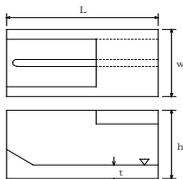
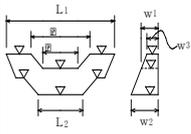
単位：mm												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	土木工事共通編	2	一般施工	13	橋梁架設工	架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラバークレーン架設）	全長L (m) 支間長L <sub>n</sub> (m)	±(20+L/5) ±(20+L <sub>n</sub> /5)	各桁毎に全数測定。			
							通り δ (mm)	±(10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長(m)			
							そり δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)			
							※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4..... B≤2 ±(3+B/2)...B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。			
							※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			
							※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。h：主桁・主構の高さ(mm)			
							※現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)			
									※は仮組立検査を実施しない工事に適用。			
※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。												
3	土木工事共通編	2	一般施工	13	橋梁架設工	架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工（固定） （移動） 架設桁架設（片持架設） （押し架設）	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。			
							桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。			
							そり	—	主桁を全数測定。			
3	土木工事共通編	2	一般施工	14	2	1	法面工 （種子散布工） （根芝工） （筋芝工） （布設芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工根芝工） （植生穴工）	切土法長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
								盛土法長 ℓ	ℓ<5m	-100		
									ℓ≥5m	法長の-2%		
								延長 L		-200		
								法長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
									ℓ≥5m	法長の-4%		
厚さ t	t<5cm	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。									
	t≥5cm	-20										
延長 L		-200	ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。									
			1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。									

単位: mm												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	ℓ < 3 m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
							ℓ ≥ 3 m	-100				
						厚さ t	t < 5 cm	-10				200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。
							t ≥ 5 cm	-20				
						延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打設枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	ℓ < 10m	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		曲線部は設計図書による	
							ℓ ≥ 10m	-200				
						幅 w	-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				
						高さ h	-30					
						枠中心間隔 a	±100					
延長 L	-200	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。										
3	2	14	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 ℓ	ℓ < 10m	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。1施工箇所毎			
							ℓ ≥ 10m	-200				
						延長 L	-200					
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数		※鉄筋挿入工にも適用する		
						配置誤差 d	100					
						せん孔方向 θ	±2.5度					
3	2	15	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				
						厚さ t	-20					
						裏込厚さ	-50					
						幅 w1, w2	-30					
							高さ h				h < 3 m	-50
						h ≥ 3 m	-100					
						延長 L	-200				1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	

										単位: mm		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				
						延長 L	-200				1 施工箇所毎	
											「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルマ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				
						高さ h	h < 3 m				-50	
							h ≥ 3 m				-100	
						鉛直度 Δ	±0.03 h かつ ±300以内					
						控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上					
						延長 L	-200				1 施工箇所毎	
			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。									
3	2	15	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						法長 ℓ	ℓ < 3 m				-50	
							ℓ ≥ 3 m				-100	
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub> , t <sub>3</sub>	-50					
						延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200				1 施工箇所毎	
3	2	16	3	1	浅瀬船運転工 (ポンプ浅瀬船)	基準高▽	電気船	200ps	-800~+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
								500ps	-1000~+200			
								1000ps	-1200~+200			
							ディーゼル船	250ps	-800~+200			
								420ps	-1000~+200			
								600ps	-1000~+200			
							1350ps	-1200~+200				
						幅	-200					
延長	-200											
3	2	16	3	2	浅瀬船運転工 (グラブ浅瀬船) (バックホウ浅瀬船)	基準高▽	+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。				
						幅	-200					
						延長	-200					

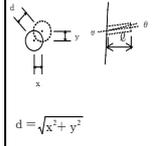
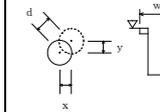
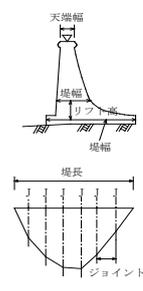
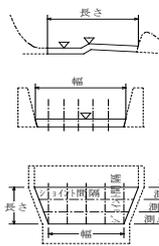
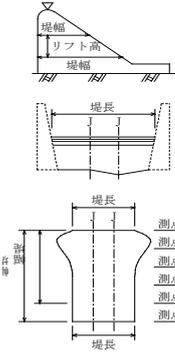
単位: mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	18		床版工	基準高 ▽	±20	基準高は、1 径間当たり 2ヶ所（支点付近）で、1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね 10m <sup>2</sup> に 1ヶ所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）			
						幅 w	0～+30				
						厚 さ t	-10～+20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上				1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1ヶ所とする。
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄 筋 間 隔	±20				1 径間当たり 3ヶ所（両端及び中央）測定。1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2mの範囲を測定。
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10										
4	河川編	1	7	4	護岸付属物工	幅 w	-30				
						高 さ h	-30				
4	河川編	1	10	8	杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1 組毎			
						幅 w	±300				
						方 向	±7°				
						延 長 L	-200				
4	河川編	1	13	3	配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に 1ヶ所。			
						延 長 L	-200				接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】
4	河川編	1	13	4	ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合			
						※厚さ t <sub>1</sub> ～t <sub>5</sub>	-20				
						※幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30				
						※高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30				

単位: mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4 河川 編	3 種門・ 樋管	5 種門・ 樋管本 体工	6	1	雨渠工 (本体工)	基 準 高 ▽	±30	柔構造種門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。  雨渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。			
						厚  さ $t_1 \sim t_8$	-20				
						幅 $w_1, w_2$	-30				
						内空幅 $w_3$	-30				
						内空高 $h_1$	±30				
						延  長 L	-200				
4 河川 編	3 種門・ 樋管	5 種門・ 樋管本 体工	6	2	雨渠工 (ヒューム管) (P.C管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延  長 L	-200				1 施工箇所毎
4 河川 編	3 種門・ 樋管	5 種門・ 樋管本 体工	7 8		縦壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚  ざ t	-20				
						幅 w	-30				
						高  ざ h	±30				
						延  長 L	-50				
4 河川 編	4 水門	6 水門本 体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚  ざ t	-20				
						幅 w	-30				
						高  ざ h	±30				
						延  長 L	-50				
4 河川 編	5 堰	6 可動堰 本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚  ざ t	-20				
						幅 w	-30				
						高  ざ h	±30				
						延  長 L	-50				
4 河川 編	5 堰	7 固定堰 本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。			
						厚  ざ t	-20				
						幅 w	-30				
						高  ざ h	±30				
						堰  長 L	L < 20m				-50
							L ≥ 20m				-100

						単位: mm				
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 河川 編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本體工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 $w$	-30			
						高 さ $h_1, h_2$	-30			
						延 長 $L$	-200			
4 河川 編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ $t$	-20			
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10			
						墩 幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ $h_1$	-50			
						胸壁の高さ $h_2$	-30			
						天 端 長 $l_1$	-50			
						墩 長 $l_2$	-50			
						胸壁間距離 $\phi$	$\pm 30$			
						支 点 長 及 び 中心線の变化	$\pm 50$			
						4 河川 編	6 排水機場			
厚 さ $t$	-20									
幅 $w$	-30									
高 さ $h_1, h_2$	$\pm 30$									
延 長 $L$	-50									
4 河川 編	6 排水機場	4 機場本體工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所にて測定。		
						厚 さ $t$	-20			
						幅 $w$	-30			
						高 さ $h$	$\pm 30$			
						延 長 $L$	-50			
4 河川 編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所にて測定。		
						厚 さ $t$	-20			
						幅 $w$	-30			
						高 さ $h$	$\pm 30$			
						延 長 $L$	-50			
4 河川 編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本體工 (床固め本體工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面に表示してある箇所にて測定。		
						天 端 幅 $w_1, w_3$	-30			
						堤 幅 $w_2$	-30			
						堤 長 $L_1, L_2$	-100			
						水通し幅 $\phi_1, \phi_2$	$\pm 50$			

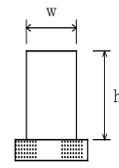
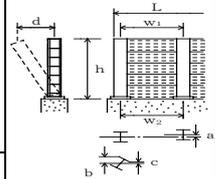
								単位: mm			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
4	7	4	8		木叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。			
						厚 さ t	-30				
						幅 w	-100				
						延 長 L	-100				
4	7	5	6		側壁工	基準高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。			
						天 端 幅 w <sub>1</sub>	-30				
						堤 幅 w <sub>2</sub>	-30				
						長 さ L	-100				
5	1	3	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所を測定。		
5	1	8	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			
						天端部 堤幅 w <sub>1</sub> , w <sub>3</sub> w <sub>2</sub>	-30				
						水通し幅 ℓ <sub>1</sub> , ℓ <sub>2</sub>	±50				
						堤 長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-100				
5	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30				
						長 さ L	-100				
5	1	8	8		木叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			
						幅 w	-100				
						厚 さ t	-30				
						延 長 L	-100				
5	1	9	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	堤 高 ▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。			
						水通し部	長さ ℓ <sub>1</sub> , ℓ <sub>2</sub>				±100
							幅 w <sub>1</sub> , w <sub>3</sub>				±50
							下流側倒れ △				±0.02H <sub>1</sub>
						袖部	袖 高 ▽				±50
							幅 w <sub>2</sub>				±50
							下流側倒れ △				±0.02H <sub>2</sub>

					単位: mm						
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						堤長ℓ	±10				
						堤幅W	±30				
						堤幅w	±10				
						高さH	±10				
						高さh	±10				
5	1	9	6		鋼製側壁工	堤 高 ▽	±50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。			
						長 さ L	±100				
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	±50				
						下流側倒れ △	±0.02H				
						高 さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
5	2	5	8		魚道工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 w	-30				
						高 さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30				
						厚 さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20				
						延 長 L	-200				
5	3	6	4		山腹明暗渠工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						厚 さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20				
						幅 w	-30				
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-50				
						高 さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30				
						深 さ h <sub>3</sub>	-30				
						延 長 L	-200				

						単位: mm				
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さ $\varnothing$	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 $\theta$	$\pm 2.5$ 度			
5	3	7	5		集水井工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏心量 d	150			
						長さ L	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
5	3	9	6		谷成杭工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	全数測定。		
						偏心量 d	D/4以内かつ 100以内			
6	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高 $\nabla$	$\pm 20$	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(越流部堤頂高を含む)は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔(横縫目)は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査距離の高さ、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。	 <p>J: ジョイント</p>	
						天端幅	$\pm 20$			
						ジョイント間隔	$\pm 30$			
						リフト高	$\pm 50$			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	-100			
6	1	4			コンクリートダム工 (水叩)	天端高 $\nabla$	$\pm 20$	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(敷高)、ジョイント間は各ジョイント、各測定の交差点を測定。 ②長さ、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		
						ジョイント間隔	$\pm 30$			
						幅	$\pm 40$			
						長さ	-100, +60			
6	1	4			コンクリートダム工 (副ダム)	天端高 $\nabla$	$\pm 20$	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	 <p>J: ジョイント</p>	
						ジョイント間隔	$\pm 30$			
						リフト高	$\pm 50$			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	$\pm 40$			

単位: mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直交な水平延長を測定。		
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長 さ	±100			
						厚 さ	±20			
6 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピングローフ)の場合	J:ジョイント	
						外側境界線	-0, +500			
6 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。		
						外側境界線	-0, +1000			
						盛立幅	-0, +1000			
6 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		
						外側境界線	-0, +2000			
6 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		
						ジョイント間隔	±30			
						厚 さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長 さ L	±100			
6 ダム 編	3 基礎 グラ ウチ ング	3 ボー リング 工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		
						配 置 誤 差	100			

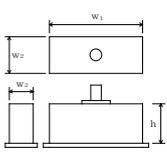
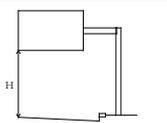
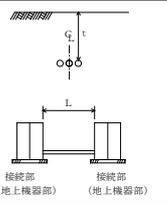
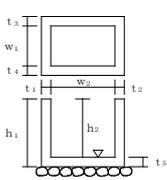
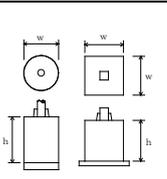
単位: mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	1	3	2		遮音壁支柱製作工	部材 部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
7	1	9	6		場所打函渠工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
					厚さ $t_1 \sim t_2$	-20				
					幅 (内法) $w$	-30				
					高 さ $h$	$\pm 30$				
					延長 $L$	$L < 20m$ : -50 $L \geq 20m$ : -100				
7	1	11	4		落石防止網工	幅 $w$	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
					延 長 $L$	-200				
7	1	11	5		落石防護柵工	高 さ $h$	$\pm 30$	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
					延 長 $L$	-200				
7	1	11	6		防雪柵工	高 さ $h$	$\pm 30$	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
					延 長 $L$	-200				
					基礎 幅 $w_1, w_2$	-30				
					高 さ $h$	-30				
7	1	11	7		雪崩予防柵工	高 さ $h$	$\pm 30$	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎 基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
					延 長 $L$	-200				
					基礎 幅 $w_1, w_2$	-30				
					高 さ $h$	-30				
					アンカー長 $\ell$ 打込み $\ell$	-10%				
					埋込み $\ell$	-5%				

単位: mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						高さ h	-30				
						延長 L	-200				1 施工箇所毎
7 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 $w_1, w_2$	$\pm 15$	施工延長5スパンにつき1ヶ所		
						ずれ a	10				
						ねじれ b-c	5				
						倒れ d	$h \times 0.5\%$				
						高さ h	+30, -20				
						延長 L	-200	1 施工箇所毎			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> )			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
7 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	<p>基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として両端部2点で測定する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X<sub>10</sub>)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>		
						厚さ	t < 15cm	-30				-10
							t ≥ 15cm	-45				-15
						幅	-100	—				
7 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	<p>幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は、原則として両端部2点で測定する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>			
						幅	-25	—				

単位：mm

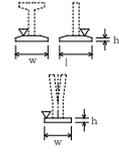
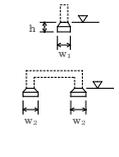
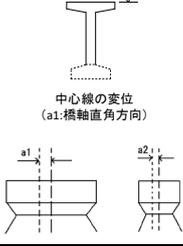
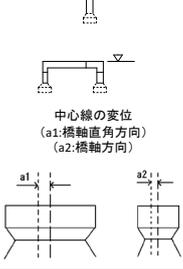
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 道路 編	2 舗装	5 排水 構造 物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
7 道路 編	2 舗装	7 路掛 版工	4		路掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	±20	1ヶ所／1路掛版		
						各 部 の 厚 さ	±20	1ヶ所／1路掛版		
						各 部 の 長 さ	±30	1ヶ所／1路掛版		
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	±20	全数		
						厚 さ	—			
					(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	±20	全数		
						ア ン カ ー 長	±20	全数		
7 道路 編	2 舗装	9 標識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 $w_1, w_2$	-30	基礎一基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高 さ h	-30			
7 道路 編	2 舗装	9 標識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
7 道路 編	2 舗装	12 道路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所 接続部間毎で全数		
						延 長 L	-200			
7 道路 編	2 舗装	12 道路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
7 道路 編	2 舗装	12 道路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所／1施工箇所		
						高 さ h	-30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレートの鉛直度 $\delta$ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。				
						部材	ベースプレートの孔の位置	$\pm 2$	全数を測定。			
							ベースプレートの孔の径 d	0 ~ 5	全数を測定。			
						仮組立時	柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \dots L \leq 10m$ $\pm 10 \dots 10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20)/10) \dots 20m < L$	両端部及び片持ばり部を測定。			
							はりのキャンパー及び柱の曲がり $\delta$ (mm)	L/1,000	各主構の各格点を測定。			
柱の鉛直度 $\delta$ (mm)	$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)										
7 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				
						厚 さ t	-20					
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10					
						天 端 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10					
						敷 幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50					
						高 さ $h_1$	-50					
						胸壁の高さ $h_2$	-30					
						天 端 長 $l_1$	-50					
						敷 長 $l_2$	-50					
						胸壁間距離 $l$	$\pm 30$					
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$					
						支 承 部 アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高			+10 ~ -20		
							平面位置			$\pm 20$		
							アンカーボルト孔の鉛直度			1/50以下		
											支 承 部 アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は寄座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	

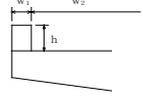
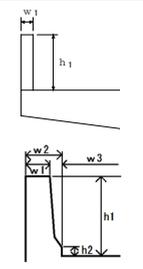
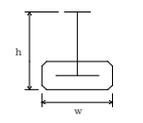
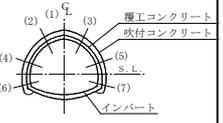
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要								
7 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。										
						厚 さ t	-20											
						天 端 幅 w <sub>1</sub> (橋軸方向)	-20											
						敷 幅 w <sub>2</sub> (橋軸方向)	-50											
						高 さ h	-50											
						天 端 長 l <sub>1</sub>	-50											
						敷 長 l <sub>2</sub>	-50											
						橋脚中心間距離 ℓ	±30											
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50											
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高				+10~-20							
							平面位置				±20							
							アンカーボルト孔の鉛直度				1/50以下							
														<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>				
7 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。										
						厚 さ t	-20											
						天 端 幅 w <sub>1</sub>	-20											
						敷 幅 w <sub>2</sub>	-20											
						高 さ h	-50											
						長 さ ℓ	-20											
						橋脚中心間距離 ℓ	±30											
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50											
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高				+10~-20							
							平面位置				±20							
							アンカーボルト孔の鉛直度				1/50以下							
														<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>				

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 (橋軸方向) $w$	-50			
						高 さ $h$	-50			
						長 さ $l$	-50			
7 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						高 さ $h$	-50			
7 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 <p style="text-align: center;">中心線の変位 (a1:橋軸直角方向)</p>	
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			
7 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 <p style="text-align: center;">中心線の変位 (a1:橋軸直角方向) (a2:橋軸方向)</p>	
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			

単位: mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	3	8	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		
7	4	3	9		橋梁用高欄製作工	部材 部材長ℓ (m)	±3…… ℓ≤10 ±4…… ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
7	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)  支承の平面寸法が300mm以下の場合は、 水平面の高低差を1mm以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量δを考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
					可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上				
					支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 橋	±5		±(4+ 0.5× (B-2))	
					水 平 度	橋軸方向 橋軸直角方向	1/100			
					可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5				
					可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う 移動量計算値の 1/2以上				
7	4	5	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)  上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌つきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、 水平面の高低差を1mm以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量δを考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
					可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上				
					支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 橋	±5		±(4+ 0.5× (B-2))	
					水 平 度	橋軸方向 橋軸直角方向	1/300			
					可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5				
					可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う 移動量計算値の 1/2以上				

単位：mm

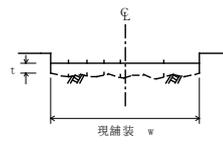
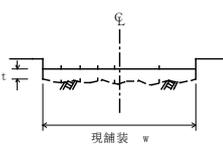
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		
7 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅 $w_1$	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
						地覆の高さ $h$	-10～+20			
						有効幅員 $w_2$	0～+30			
7 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 $w_1$	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
						地 覆 の 幅 $w_2$	-10～+20			
						高 さ $h_1$	-20～+30			
						高 さ $h_2$	-10～+20			
						有 効 幅 員 $w_3$	0～+30			
7 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		
						高 さ	±4			
7 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレベーム桁橋工	2		プレベーム桁製作工 (現場)	幅 $w$	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 □：スパン長		
						高 さ $h$	10 -5			
						桁 長 $\ell$ スパン長	$\ell < 15 \dots \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \dots \pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 $\ell$			
7 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準(構造編)・同解説」にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		
7 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全数検測。		
						角 度	—			
						削 孔 深 さ	—			
						孔 径	—			
						突 出 量	プレート下面から10cm以内			

単位: mm

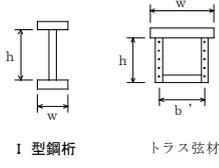
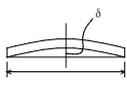
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。			
						幅 w (全幅)	-50				
						高さ h (内法)	-50				
						厚 さ t	設計値以上				
						延 長 L	—				
7 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						厚 さ t	-30				
7 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	6 イン パ ー ト 工	4		インパート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インパートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。			
						厚 さ t	設計値以上				
						延 長 L	—				
7 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基準高▽	±50	図面の主要寸法表示箇所での測定。			
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30				
						高さ h	h < 3m				-50
							h ≧ 3m				-100
						延 長 L	-200				
7 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑦において、厚さの測定を行う。			
						幅 w (全幅)	-50				
						高さ h (内法)	-50				
						厚 さ t	-20				
						延 長 L	—				

単位：mm

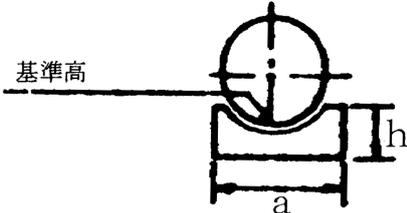
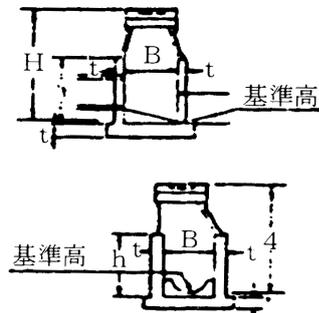
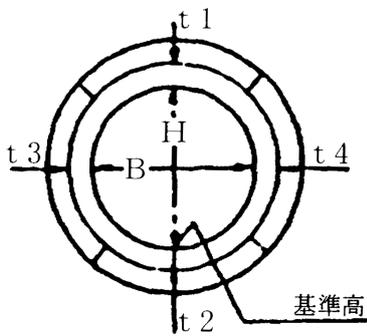
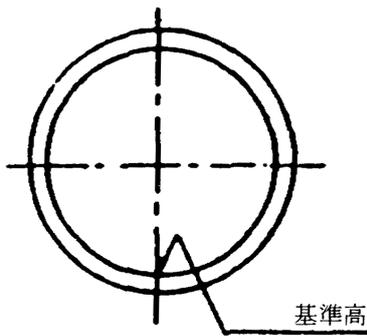
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						内 空 幅 w	-30			
						内 空 高 h	±30			
						ブロック長 L	-50			
7 道路編	11 共同溝	3 共通的 工種	4		カラー継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w	-20			
						長 さ L	-20			
7 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底板・側壁・頂版にて測定。		
7 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		
7 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w	±50			
						厚 さ t	-20			
7 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト 構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。 延長：1施工箇所毎		
						延長 L	-200			
7 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝 工	2		管路工（管路部）	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。 接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターにて測定】		
						延長 L	-200			
7 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝 工	3		プレキャストボックス 工（特殊部）	基準高▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
7 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備 工	2		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚 さ t <sub>1</sub> ～t <sub>3</sub>	-20			
						※幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			
						※高 さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値 (X)			
7 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3m <sup>2</sup> プロファイルマーカ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
7 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	7		路上再生工	厚さ t	-30		幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		
						幅 w	-50				
						延長 L	-100				
						路盤工					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
7 道路 編	16 道路 修繕	3 工場 製作 工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $\dots 2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 <p>I 型鋼桁 トラス弦材</p>	
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
								フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。
圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)	$\ell/1000$	—	主要部材全数を測定。 $\ell$ ：部材長 (mm)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 下水道編	1 下水道工	3 管渠布設工並びに築造工			管渠工 (開削工法)	基 準 高	±30
						幅 a	-20
						高 さ h	-20
						延 長	-0.2%
						蛇 行	内径の5%
9 下水道編	1 下水道工	3 管渠布設工並びに築造工			マンホール	基 準 高	接続管渠の規格値による
						厚 さ t	±20
						内 の り B	±20
						高 さ H	±50
9 下水道編	1 下水道工	5 シールド工			管渠工 (シールド工)	基 準 高	±30
						幅 B	+20 -10
						高 さ H	+20 -10
						厚 さ t	-50
						延 長	-0.1%
						蛇 行	内径の5%
9 下水道編	1 下水道工	6 推進工			管渠工 (推進工)	基 準 高	内径の±10% ただし 内径>1,000は ±100 内径<500は±50
						延 長	-100
						蛇 行	内径の5%

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 20mにつき 1箇所及びスパンの両端部を測定する。ただし、マンホール間が 20m以下の場合はスパンの中央部及び両端部を測定する。 延長は、マンホール間で測定する。蛇行は左右合計値とし延長 20mにつき、1箇所の割合で測定する。</p>		<p>逆勾配は不可</p>
<p>マンホール毎に図面表示箇所を測定する。</p>		
<p>施工延長 20mにつき 1箇所及びスパンの両端部を測定する。ただし、マンホール間が 20m以下の場合はスパンの中央部及び両端部を測定する。</p>		<p>逆勾配は不可</p>
<p>施工延長 20mにつき 1箇所及びスパンの両端部を測定する。ただし、マンホール間が 20m以下の場合はスパンの中央部及び両端部を測定する。＜小口径管（径 700mm 以下は）マンホール間の両端部で測定し、中央部は目視による観察とする。＞</p>		<p>逆勾配は不可</p>



工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISF-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、雨渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	重要構造物を対象とする。 重要構造物とは、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く。)、内空断面が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部(ただしLPCは除く。)、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋管をいう。  工事の規模は水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> 以上施工するコンクリート工を対象とする。  示方配合の単位水量の上限値Iは、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm スランプ2.5cm:許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、雨渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・標準養生 鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前・午後)以上、その他のコンクリートは打設日1日につき1回以上行う。ただし、基礎コンクリート、練石積(張)の胴込コンクリート等は、1工事当り工事規模に応じて1~3回程度とする。なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個(σ7-3個、σ28-3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。  ・現場養生 標準養生以外に、鉄筋構造物は、150m <sup>3</sup> ごとに1回以上行う(100m <sup>3</sup> 未満は不要)。 重力式構造物等は500m <sup>3</sup> ごとに1回以上行う(500m <sup>3</sup> 未満は不要)。 その他、必要と認められた場合は監督員の指示による。 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個(σ7-3本、σ28-3本)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を採取する。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。		
			その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	
	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112						
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋管を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することができる。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSC-E 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り方法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。	圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合は1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
2	ガス圧	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合には1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合には1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件、高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合には1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバークヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。		
			必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合には1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合には1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。	
					超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。ただし、合格判定レベルは基準レベルより-24dB感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承諾を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。
3	既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		
				施工	必須	外観検査(鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む))	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。
			必須	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
				鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること。	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		
			その他	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること。	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		
				鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			必須	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験	JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成した6.5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm <sup>2</sup>	
				鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周囲固定液の圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成した6.5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照				○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下				○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下			・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし			・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
施工	必須		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法（JIS A1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001～10,000m <sup>2</sup> ：10孔 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合：6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			
			平板載荷試験	JIS A 1215	1,000m <sup>2</sup> につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。			
			土の液性限界・塑性限界試験 含水比試験	JIS A 1205 JIS A 1203	塑性指数PI：6以下 設計図書による	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧[4]-73	呈色なし	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-80	1.0%以下		○	
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-75	1.2Mpa以上(14日)	・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラッグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びRHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○		
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> ：10孔 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合：6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。			
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±6%以内				
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m <sup>2</sup> につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
6	アスファルト安定処理路盤		アスファルト舗装に準じる						
7	セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
				骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。			
		粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。				
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得られない場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m <sup>2</sup> ：10孔 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10孔を追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合：6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3孔以上で測定する。				
		含水比試験 セメント量試験	JIS A 1203 舗装調査・試験法便覧 [4]-293, [4]-297	設計図書による。 ±1.2%以内	観察により異常が認められたとき。 ・中規模以上の工事：異常が認められたとき (1～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
8 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下			○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○	
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○	
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○	
			その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
				フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下			○
				フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下			○
				フィラーの剥離抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下			○
				製鋼スラグの水浸膨脹性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨脹比：2.0%以下			○
				製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下			○
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121		すり減り量 碎石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			○		
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122		損失量：12%以下			○		
	針入度試験	JIS K 2207		「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○		
	軟化点試験	JIS K 2207		「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○		
	伸度試験	JIS K 2207		「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○		
	トルエン可溶分試験	JIS K 2207		「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○		
	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4		「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○		
	薄膜加熱試験	JIS K 2207		「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○		
	蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207		「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○		
	密度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○			
	高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	「舗装施工便覧」参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○			
	60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224				○			
	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
8 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 ・印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が毎日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○	
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。			随時	○
	その他	必須	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	
			ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	
	舗装現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得られない場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>3</sup> を超える場合は、10,000m <sup>3</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001~10,000m <sup>3</sup> ：10孔 10,001m <sup>3</sup> 以上の場合、10,000m <sup>3</sup> 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>3</sup> の場合：6,000m <sup>3</sup> /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m <sup>3</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗装面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	○	
			温度測定 (初転圧前)	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって数均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、縮固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の縮固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	○	
			外観検査 (混合物)	目視					
すべり抵抗試験			舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回				○
9 転圧コンクリート	材料	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初			
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) くいずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 縮固め率：96%				
			ランマー突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) くいずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 縮固め率：97%				
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむをえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。			
	その他	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m <sup>3</sup> 、粗骨材500m <sup>3</sup> ごとに1回、あるいは1回/日。			○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。				○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		ホワイトベースに使用する場合：40%以下		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)				○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。			・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時		観察で問題なければ省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下			寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)				○			
練混ぜ水の水質試験	必須	上水道水及び上水道水以外の水の場合	JIS A 5306付属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
		回収水の場合	JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認		
9 転圧コンクリート	製造（コンクリート）を使用する場合は除く）レディミクスト	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○		
			連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCe-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○			
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上		○		
			コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。				
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%					
			ランマー突き固め試験							
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。				
			温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回/日（午前・午後）以上				
現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3ヶ所）							
コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353		1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定							
10 グラスアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下		○			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下		○			
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下		○			
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧3.3.17による。		○			
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下		○			
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下		○			
			針入度試験	JIS K 2207	15～30（1/10mm）		・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○		
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃		○			
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上（25℃）		○			
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%		○			
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上		○			
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下		○			
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm <sup>3</sup>		○			
			フラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
					リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3～20秒（目標値）		○	
ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	300以上				○				
曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-79	破断ひずみ（-10℃、50mm/min）8.0×10 <sup>-3</sup> 以上				○				

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
10 グラス アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 ・印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○	
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石粉：常温~150℃			随時	○
11 路床安定処理工	舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)		
			材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	
	施工	必須	CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227, [4]-230	設計図書による。				
			現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			
			または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)		設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
			平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割合で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。		
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。			
			含水比試験	JIS A 1203		500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。			
たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベ'ンケルビ'ム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施						
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		
			施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm：砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	
	施工	必須	または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)		設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
			平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。			
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。				
			含水比試験	JIS A 1203		500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。			
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [2]-16 (ベ'ンケルビ'ム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
13 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。ボーリング等により供試体を採取する。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	改良体全体の連続性確認	ボーリングコアの目視確認			改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	ボーリング等により供試体を採取する。 改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
		必須	土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 日		
			モルタルのフロー値試験	JSCF-F 521-2018	10~18秒 Pフロート(グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	繰り返せ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。 ・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべし。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)				
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。			・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。
15 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
		その他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 補装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法 または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」 または、「RTS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。または、設計図書による。 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事では1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1000m2未満: 10点 ・1000m2以上2000m2未満: 15点	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法】 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上 ・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法】 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上」	「コンクリートの耐久性向上」	「コンクリートの耐久性向上」の仕様書による			
	その他(「JISマーク」表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (セメント用再生骨材H)			
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)			
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。			
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
16 吹付工	材料	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
			JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○	
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
			回収水の場合: JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
	製造現場に使用する場合は除く(レディミキスト)	必須	細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125		1回/日以上		
	その他(プラント)	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。		レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 *急結剤は適用外	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 連続ミキサの場合: 土木学会標準JSCC-I 502-2013	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下 コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	*小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	*小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 *骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCC-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。 *用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
		スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm未満: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	*小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照。		
必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会標準JSCC-F561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1日に3本とする。	*小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照。			
その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	*小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照。			
	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
17 現場吹付法砕工	材料	必須	アルカリシカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	「コンクリートの耐久性向上」	「コンクリートの耐久性向上」の仕様書による		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照)		JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コーク用再生骨材H)		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	*濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による	○	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
17 現場吹付法枠工	材料	その他 JIS A マーキング表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂・砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○	
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC 回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水质が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
					塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水质が変わった場合。 スラング水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
	製造	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○	
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スラング）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋管、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○			
			連続ミキサの場合：土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スラング差：3cm以下			○		
	施工	その他	スラング試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スラング5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スラング8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋管、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	
			必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会標準JSCE-F661-2023	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間開放後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm2以上（材齢28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スラング試験の項目を参照	○
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする。）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023、503-2023）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スラング試験の項目を参照	○	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スラング試験の項目を参照	○	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。			○
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			○
18 河川土工	材料	必須 その他	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○	
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○	
			土粒子の密着試験	JIS A 1202					○
			土の含水比試験	JIS A 1203					○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					○
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					○
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説【第一回改訂版】			必要に応じて。		○
			土の圧密試験	JIS A 1217					○
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説【第一回改訂版】					○
土の透水試験	JIS A 1218					○			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認				
18 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和または空気間隙率の規定によることができる。	築堤は、1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。					
				最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ )】 空気間隙率 $V_a$ が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。							
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ )】 空気間隙率 $V_a$ が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。							
		必須	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。						
	その他	土の含水比試験 JIS A 1203	設計図書による。		含水比の変化が認められたとき。							
		その他	コーン指数の測定 舗装調査・試験法便覧 [4]-275			トラフィックバリエーションが悪いとき。						
19 砂防土工	材料	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	土の締固め試験 JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。					
				最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。							
				最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。							
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点							
		または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。							
20 道路土工	材料	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	土の締固め試験 JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時 (材料が岩砕の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。 当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)。 当初及び土質の変化した時。						
				CBR試験 (路床) JIS A 1211								
				土の粒度試験 JIS A 1204	設計図書による。							
				土粒子の密度試験 JIS A 1202								
				土の含水比試験 JIS A 1203								
				土の液性限界・塑性限界試験 JIS A 1205								
				土の一軸圧縮試験 JIS A 1216								
				土の三軸圧縮試験 地盤材料試験の方法と解説 [第一回改訂版]								
				土の圧密試験 JIS A 1217								
				土のせん断試験 地盤材料試験の方法と解説 [第一回改訂版]								
				土の透水試験 JIS A 1218								
				必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。				最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214)	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)  【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィックバリエーションが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィックバリエーションが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	
					または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による				【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。  【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィックバリエーションが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
20 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。				・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割合で行う。			
			現場CBR試験	JIS A 1222		設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割合で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203			路体の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273			必要に応じて実施。 (例)トリアフィカビリティが悪い時 ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284 ( <i>くわんごうとく</i> )					
21 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m <sup>3</sup> 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7g/cm <sup>3</sup> ~2.5g/cm <sup>3</sup> ・準硬石：約2.5g/cm <sup>3</sup> ~2g/cm <sup>3</sup> ・軟石：約2g/cm <sup>3</sup> 未満	○	
			岩石の吸水率	JIS A 5006			・500m <sup>3</sup> 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○	
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m <sup>3</sup> 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm <sup>2</sup> 以上 ・準硬石：980.66N/cm <sup>2</sup> 以上4903N/cm <sup>2</sup> 未満 ・軟石：980.66N/cm <sup>2</sup> 未満	○	
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 ただし、5,000m <sup>3</sup> 以下のものは1工事2回実施する。	500m <sup>3</sup> 以下は監督員承諾を得て省略できる。	○	
22 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須 その他	アルカリシリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上」	「コンクリートの耐久性向上」	「コンクリートの耐久性向上」の仕様書による		○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：[2023年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コーク用再生骨材H)	○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下。 細骨材：7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下			○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
				回収水の場合： JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
	製造(プレキャスト) (JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○	
			連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上		○	
22 コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。		
			単位水量測定	「レディミキストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打たずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、構造物の重要な構造物の場合は重要度に応じて100m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	・小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)				
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1. ブロックリフトのコンクリート量500m <sup>3</sup> 未満の場合1ブロックリフト当たり1回の割で行う。なお、1ブロックリフトのコンクリート量が150m <sup>3</sup> 以下の場合は監督員と協議するものとする。 2. 1ブロックリフトコンクリート量500m <sup>3</sup> 以上の場合は1ブロックリフト当たり2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3. ビア、埋設物周辺及び擁壁などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回の割合で行う。			
温度測定(気温・コンクリート)		温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。					
その他			コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m <sup>3</sup> 以上		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
			コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
23 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	必須その他	アルカリシリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上」	「コンクリートの耐久性向上」	「コンクリートの耐久性向上」の仕様書による		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
			計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
連続ミキサの場合： 土木学会規程JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○				
細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○			
粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認		
23 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。				
			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースの採取は、1回につき6個（σ7・・・3個、σ28・・・3個）とする。				
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JISCE-C502-2023、503-2023）または設計図書の規定により行う。			
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JISCE-C502-2023、503-2023）または設計図書の規定により行う。			
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。					
	その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。					
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。			
			テストハンマーによる強度推定調査	JISCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。			
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。			
24 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須 その他 JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く	アルカリシリカ反応抑制対策	「コンクリートの耐久性向上」	「コンクリートの耐久性向上」	「コンクリートの耐久性向上」の仕様書による		○		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。				
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104					○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下				○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合） 7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）				○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。				・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。				○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。				○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。			寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。				○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上				○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202						○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
24 吹付けコンクリート(NATM)	材料		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
			回収水の場合： JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		
	製造(プラント)を使用する場合(「JISマーク表示されたレディミクストコンクリート」)		計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
			ミキサの練混ぜ性能試験	パンチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○	
			連続ミキサの場合： 土木学会規程JSC-E-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○		
			細骨材の表面水率試験 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1111 JIS A 1125	設計図書による	2回/日以上 1回/日以上。	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○ ○	
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。	○	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程JSC-E-F661-2023	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間開放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ7…3本、φ28…3本、)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。	○	
			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法(JISCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm <sup>2</sup> 以上	トンネル施工長40mごとに1回	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。	○	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。	○	
空気量測定			JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。	○		
コアによる強度試験			JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		○		
その他			外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○	
25 ロックボルト(NATM)	材料	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		○	
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		○	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。		○	
26 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 資表-3.2.9 路上で破砕した路盤再生骨材の目標粒度範囲による		当初及び材料の変化時		○
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下				○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
26 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001~10,000㎡: 10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。	○	
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135				
			含水比試験	JIS A 1203 JIS K 2207		1~2回/日		
27 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点					
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218				
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309				
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318				
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16				
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上。 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001~10,000㎡: 10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。		空隙率による管理でもよい。
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時		測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」44頁-48頁に準じる。	-0.7cm以内	1,000㎡毎		
その他	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。			
粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内						
アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内						
28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3(2)による。	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が毎日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m3以上、1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重: 2.45以上 吸水率: 3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下			○
			フィラー(舗装用石灰石粉)の粒度	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3(2)(4)による。			○
			フィラー(舗装用石灰石粉)の水分	JIS A 5008	1%以下			○
								○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認					
28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料その他	その他	フィルターの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○					
			フィルターのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下			○					
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下			○					
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下			○					
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○					
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上			○					
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			○					
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)			○					
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上			○					
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○					
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○					
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス：20N・m			○					
			密度試験	JIS K 2207				○					
			必須	ブランド	必須			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
								粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内				○							
温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。				随時	○						
その他	その他	必須	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○					
			ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○					
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○					
			カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○					
			温度測定(初転圧前)	温度計による。			随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)					
必須	現場	必須	現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	X10 1,000mL/15sec以上 X10 300mL/15sec以上(歩道箇所)	1,000m <sup>2</sup> ごと。							
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> ：10孔 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合：6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。							
			外観検査(混合物)	目視			随時						

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	3.8%以上			○
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 t を超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	洗い試験で失われる量は、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75 μmふるいにとどまるものと、水洗後の75 μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
プラント	必須	粒度 (2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○	
		粒度 (75 μmふるい)		75 μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75 μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	
		再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	
その他	必須	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○	
		ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			耐流動性の確認	○	
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			耐磨耗性の確認	○	
舗設現場	必須	外観検査 (混合物)	目視		随時			○
		温度測定 (初転圧前)	温度計による。			測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)		○
30 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格 (主部材)	現物照合、帳票確認	確認	現物とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。		○
			機械試験 (JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督員と協議のうえ選定する。	
			外観検査 (付属部材)	目視及び計測				
31 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μm以下 (ただし、切削による場合は50 μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013) に規定する最大高さ粗さRzとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。 わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
			上縁の溶け					
			平面度	目視	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
その他		ベベル精度	計測器による計測					
			真直度					

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績等による確認
32 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1		○
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。  (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状試験片の個数：1		○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm <sup>2</sup> 以上、引張強さは400～550N/mm <sup>2</sup> 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはならない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3		○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいさず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判断が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査（ビード表面のビット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容するものとする。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観形状検査（アンダーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。	
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
外観形状検査（余盛高さ）		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。 余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。  ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B						
外観形状検査（アークスタッド）		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上。 ・割れ及びスラグ巻き込み：あってはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げで合格とする。 ・スタッドジベルの仕上がり高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。						
その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認		
33 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			
			土の湿潤密度試験	JIS G 0191						
			テーブルフロー試験	JIS R 5201						
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216						
	その他			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。			
				土の粒度試験	JIS A 1204					
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					
				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					
				土の圧密試験	JIS A 1217					
				土懸濁液のpH試験	JGS 0211					有機質土の場合は必要に応じて実施する
				土の強熱減量試験	JGS 0221					
	施工	必須	深度方向の品質確認(均質性)	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1. 実施頻度は、監督職員との協議による。 2. ボーリング等により供試体を採取する。			
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを。	1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督職員との協議による。			
	34 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査(芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○	
定着材のフロー値試験				JSCE-F521-2018	9~22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合			
その他				外観検査(芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時			
				圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合		
				施工	必須	引抜き試験(受入れ試験)	地山補強土工法設・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。	
引抜き試験(適合性試験)	地山補強土工法設・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを標準とする。 ・初期過重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。							
35 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。		中掘り杭工法(セメントミルク噴出攪拌方式)、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値(オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値)の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。			
			必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による。			孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する。	
	その他			孔底処理	検測テープ	設計図書による。		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する。		

〔参 考 資 料〕

ロックボルトの引抜試験

(1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

(2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、引抜試験耐力はロックボルト引抜耐力の80%程度以上とする。

(3) 結果の報告

計測結果は図4-1の要領で整理する。

(4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図4-1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等を勘案して、ロックボルトの設計を修正する。

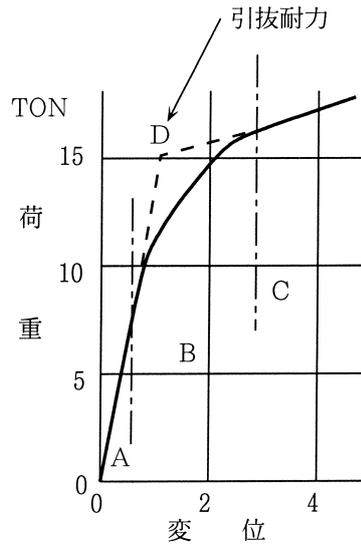


図4-1 ロックボルト引抜試験

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法は I S R M の提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Commission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Committee on Field Tests Document No. 2, 1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図4-2のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。

(2) 引抜試験

引抜試験は、図4-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1 ton 毎の段階荷荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

- (イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。
- (ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。
- (ハ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

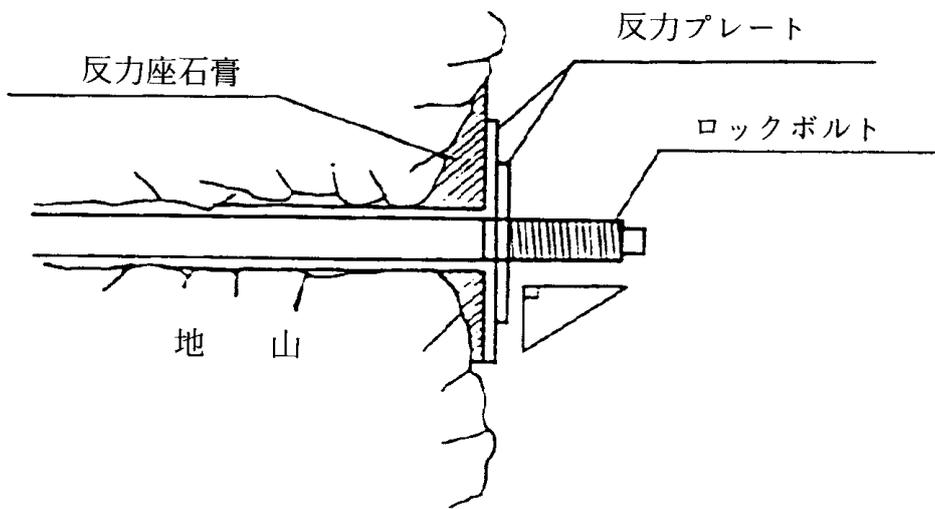


図4-2 反力座の設置

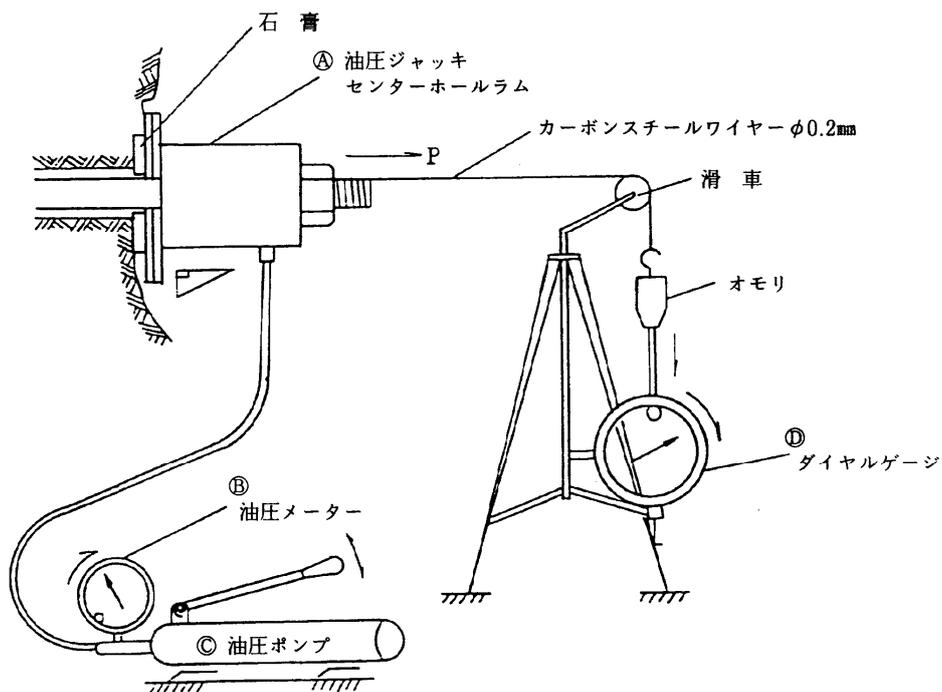
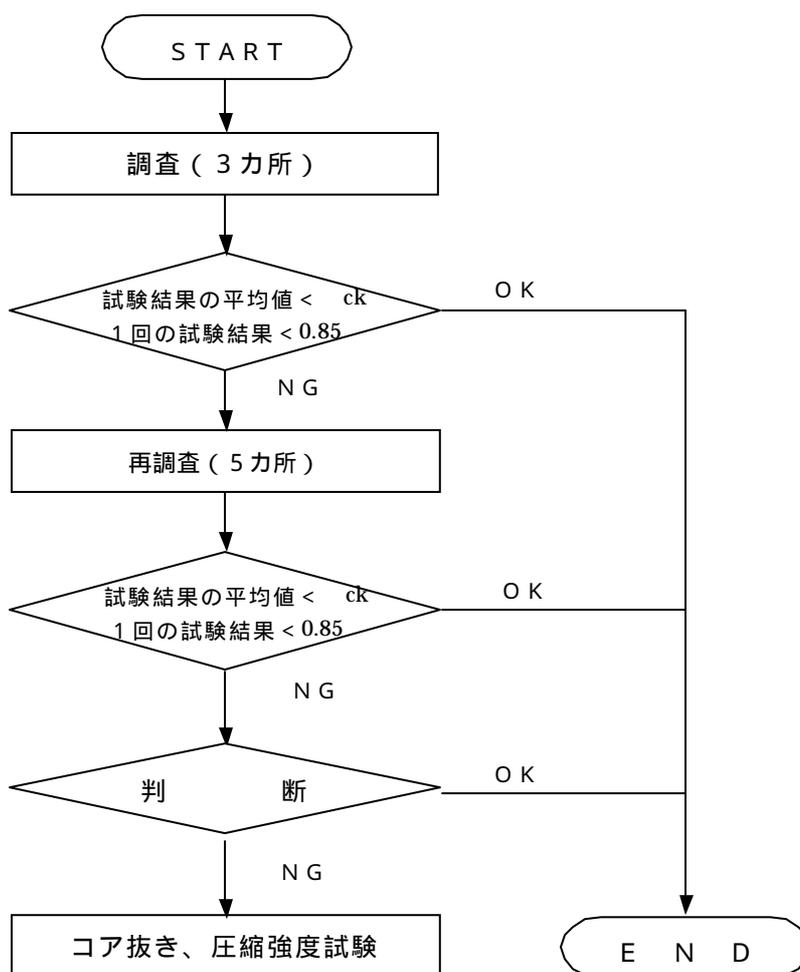


図4-3 引抜試験概要図

[ 参考資料 ]

## テストハンマーによる強度推定調査について

1. テストハンマーによる強度推定調査は、以下に基づき実施すること。  
運用フロー



### ( 1 ) 適用範囲

強度確認調査の対象工種については、高さが 5m 以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が 25m<sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが 3m 以上の堰・水門・樋門とする。

ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。

## ( 2 ) 調査単位

調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類，トンネルについては目地間で行う、ただし、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1箇所で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とする。

## ( 3 ) 調査手順

- 1) 各単位につき3カ所の調査を実施する。
- 2) 調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において再調査を5カ所実施する。
- 3) 再調査の結果でも、平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、必要に応じて土木研究所に相談して原位置コアを採取し圧縮強度試験を実施する。

## ( 4 ) 調査時期

材齢28日～91日の間に試験を行うことを原則とする。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、以下の方法に従い、再調査の必要性等を判断する。

- ・材齢10日で試験を行う場合は、推定強度を1.55倍して評価する。
- ・材齢20日で試験を行う場合は、推定強度を1.12倍して評価する。
- ・材齢10日～28日までの間で、上に明示していない場合は、前後の補正値を比例配分して得られる補正値を用いて評価する。
- ・材齢10日以前の試験は、適切な評価が困難なことから、実施しない。
- ・材齢92日以降の試験では、材齢28日～91日の間に試験を行う場合と同様、推定強度の補正は行わない。

## ( 5 ) 反発度の測定、推定強度の計算方法について(補足説明)

水平方向に打撃する事を原則とする。構造物の形状等の制約から水平方向への打撃が困難な場合は、土木学会規準( J S C E - G 504 )の解説に示された方法で、傾斜角度に応じた補正値を求める。

気乾状態の箇所で測定することを原則とする。やむを得ず表面が濡れた箇所や湿っている箇所で測定する場合には、測定装置のマニュアルに従って補正する。不明な場合は、以下の値を用いても良い。

- ・測定位置が湿っており打撃の跡が黒点になる場合 反発度の補正値 + 3
- ・測定位置が濡れている場合 反発度の補正値 + 5

強度推定は以下の式(材料学会式)による。

$$F \text{ (N/mm}^2\text{)} = 0.098 \times ( - 184 + 13.0 \times R )$$

ここで、F：推定強度

R：打撃方向と乾燥状態に応じた補正を行った反発度

測定装置は、較正が行われているものを用いる。

2 .ひび割れ調査は、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については、竣工前に調査する。ひび割れ調査の面積計上について、代表的な構造物について下図のとおりとする。

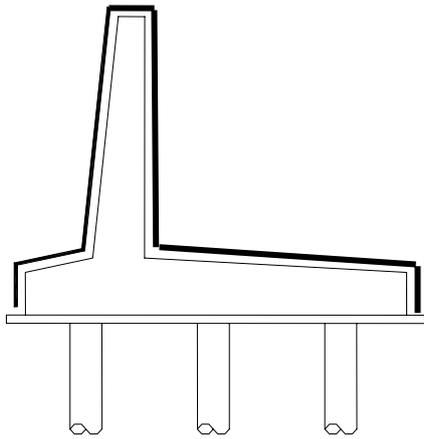


図 - 1 擁壁

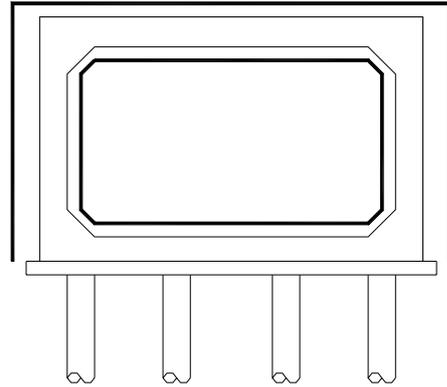


図 - 2 カルバート

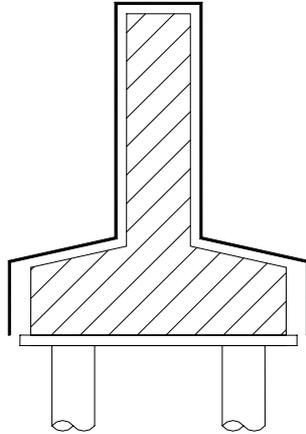


図 - 3 橋梁下部

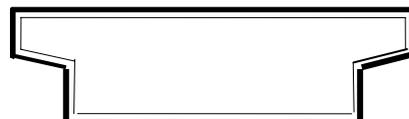
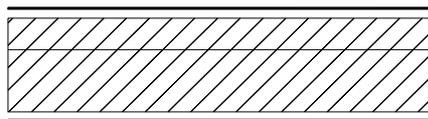
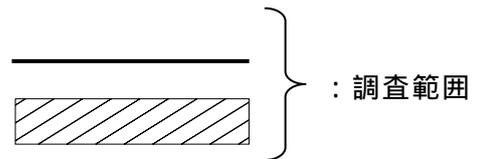


図 - 4 橋梁上部